

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年2月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチング が可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

**( 6 ) 【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

**( 7 ) 【申込期間】**

2020年2月20日から2020年8月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社につきましては下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「( 8 ) 申込取扱場所」をご参照下さい。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**( 12 ) 【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回（5月20日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単体型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### < 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券				
一般	年6回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt;属性区分表(網掛け表示部分)の定義&gt;

## その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを用います。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

## 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額: 各ファンド 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

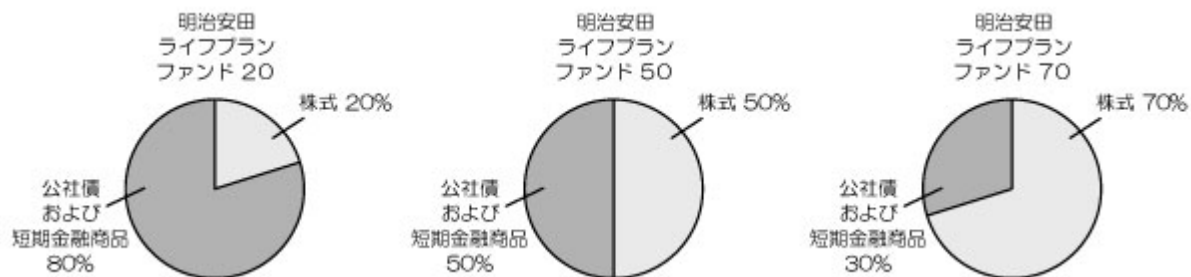
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3 ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	± 10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	± 5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	± 5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	± 5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	± 10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	± 5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	± 5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	± 5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客様のリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

原則として行いません。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田日本株式マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組んだ分散ポートフォリオを構築します。

<p>明治安田 アメリカ株式 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>S&amp;P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。</p>
<p>明治安田 欧州株式 マザーファンド</p>	<p>ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド</p>	<p>経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。</p>
<p>明治安田 日本債券 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。</p>
<p>明治安田 外国債券 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。</p>

**(2)【ファンドの沿革】**

- 2000年 5月31日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
- 2004年 1月 1日 「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、  
「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、  
「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、それぞれファンド名を変更
- 2010年10月 1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継  
「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、  
「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、  
「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更  
「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、  
「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、  
「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、  
「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、  
「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
- 2010年10月 1日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」に変更
- 2011年 4月 1日 投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
- 2019年 6月 7日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

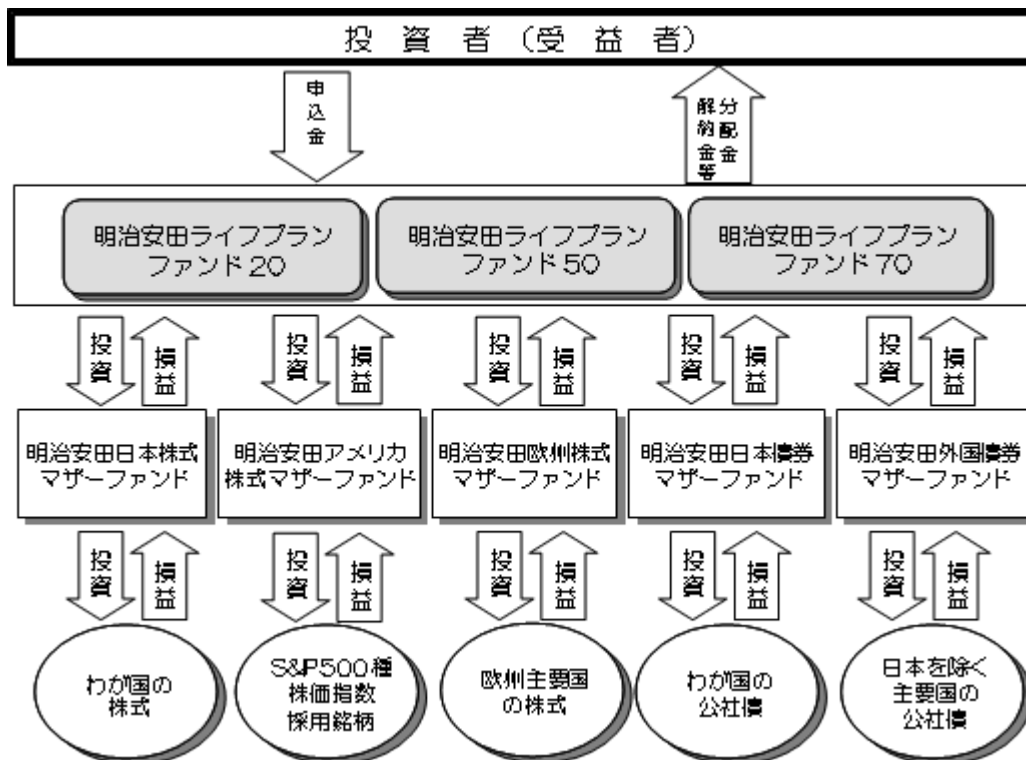


### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

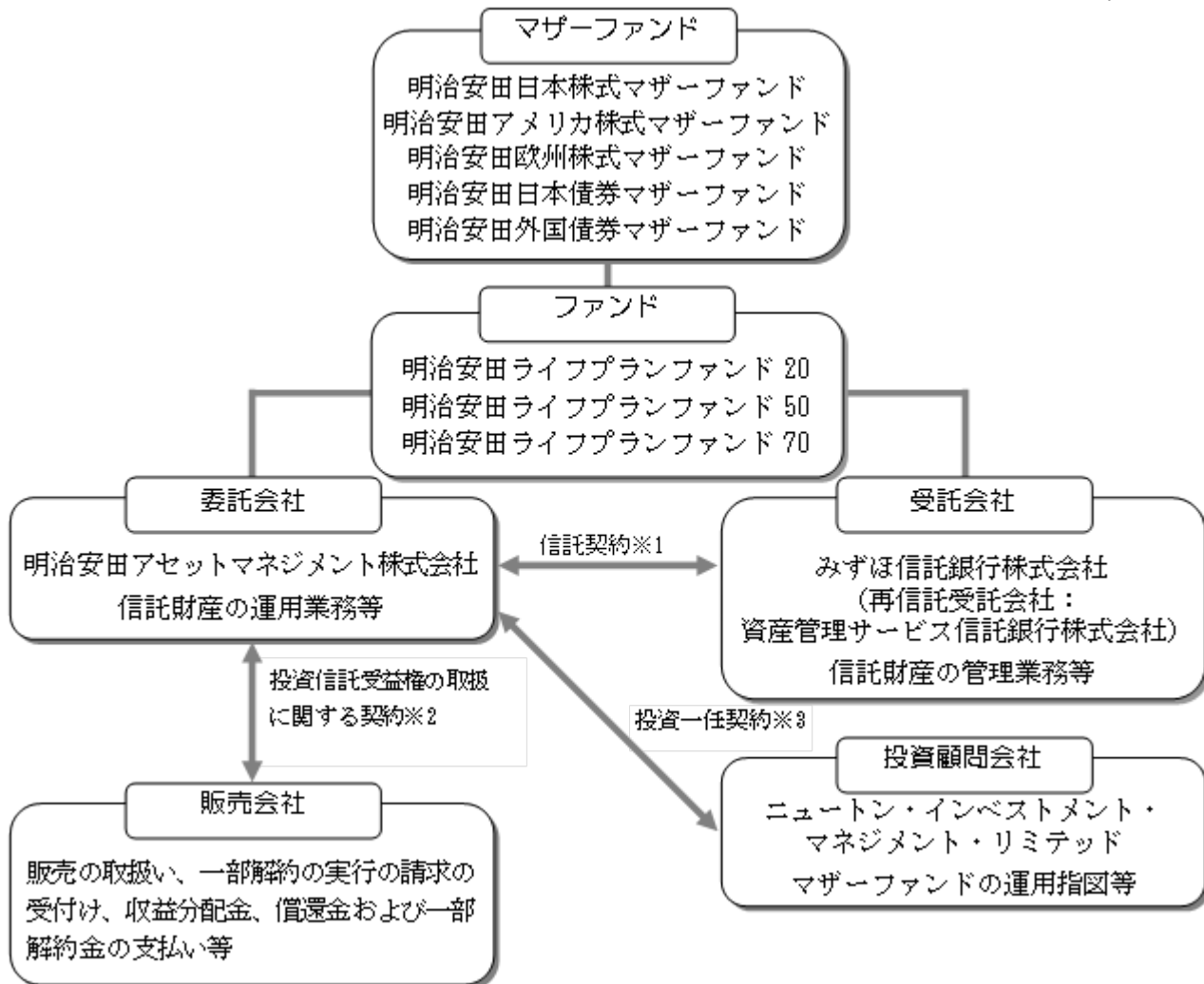
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社  
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
（「ニュートン社」ということがあります。）  
明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金：10億円（本書提出日現在）

2. 委託会社の沿革：

- 1986年11月 コスモ投信株式会社設立
- 1998年10月 ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
- 2000年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
- 2000年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
- 2009年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
- 2010年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。
  - <明治安田ライフプランファンド20>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。
  - <明治安田ライフプランファンド50>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。
  - <明治安田ライフプランファンド70>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。
3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。
  - <明治安田アメリカ株式マザーファンド>  
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
  - <明治安田欧州株式マザーファンド>  
原則として行いません。
  - <明治安田外国債券マザーファンド>  
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

## マザーファンドの投資方針

### <明治安田日本株式マザーファンド>

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## < 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

## < 明治安田欧州株式マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

MSCIヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

## < 明治安田日本債券マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付けが高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。



## < 明治安田外国債券マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**（２）【投資対象】**

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

23. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

27. 外国の者に対する権利で前26. の有価証券の性質を有するもの

なお、6. の証券または証書、17. ならびに22. の証券または証書のうち6. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7. から11. までの証券ならびに17. および22. の証券または証書の

うち7. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「2 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

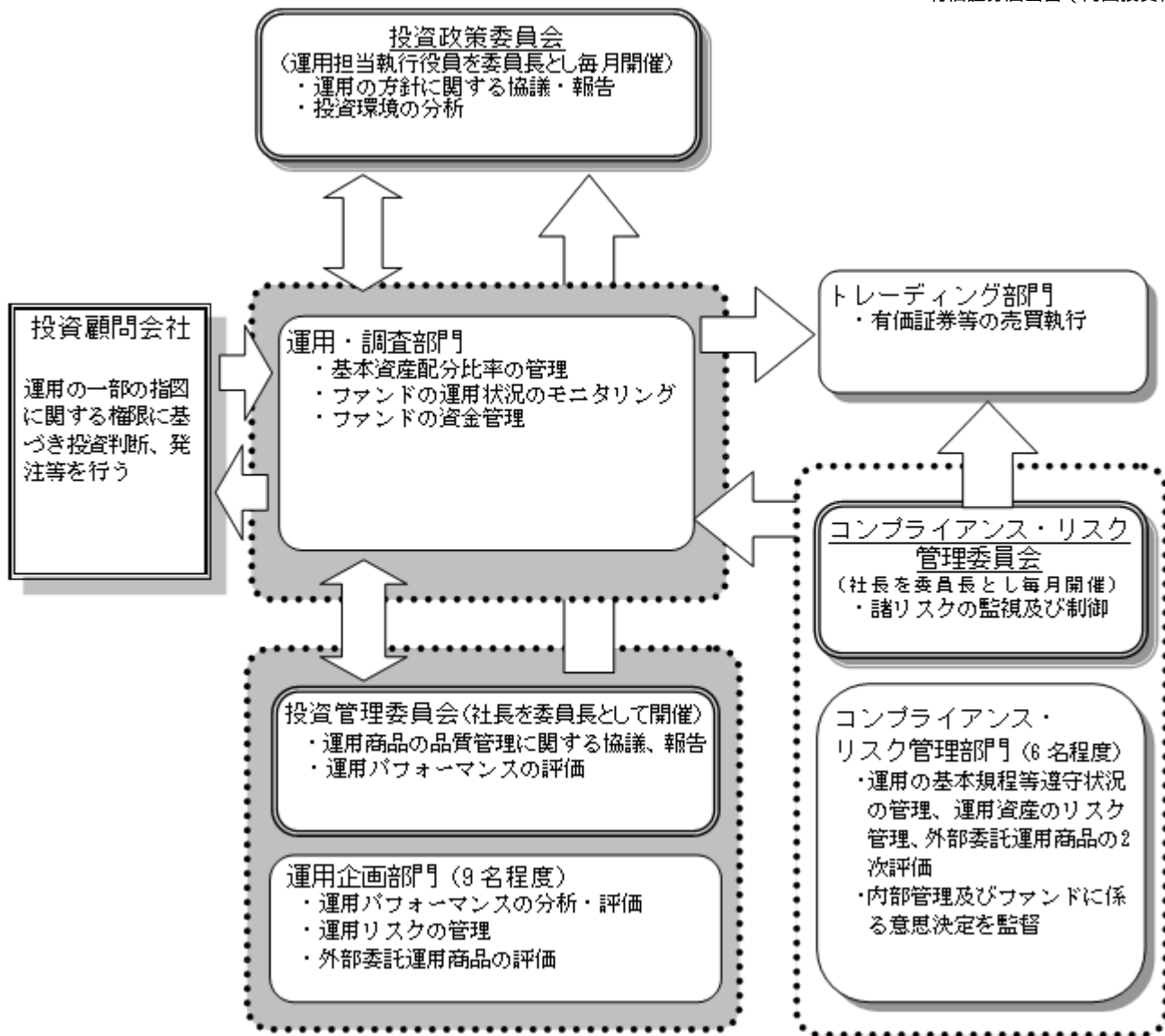
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門および投資顧問会社にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

**（４）【分配方針】**

年１回（毎年５月２０日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**（５）【投資制限】**

投資信託約款に基づく投資制限

**<明治安田ライフプランファンド20>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

**<明治安田ライフプランファンド50>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

**<明治安田ライフプランファンド70>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

**<各ファンド共通>**

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出により取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

##### < 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### < 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。



### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドの主なリスクと留意点

明治安田ライフプランファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

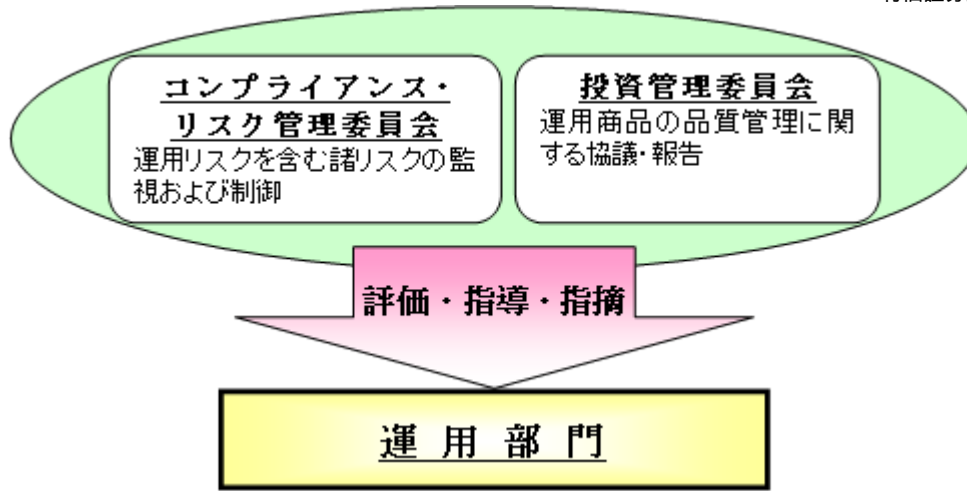
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



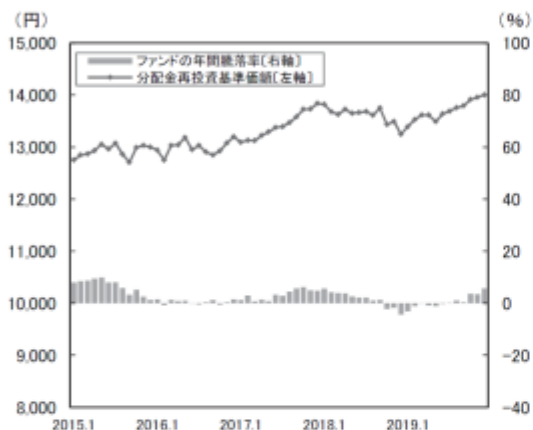
ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2015年1月～2019年12月

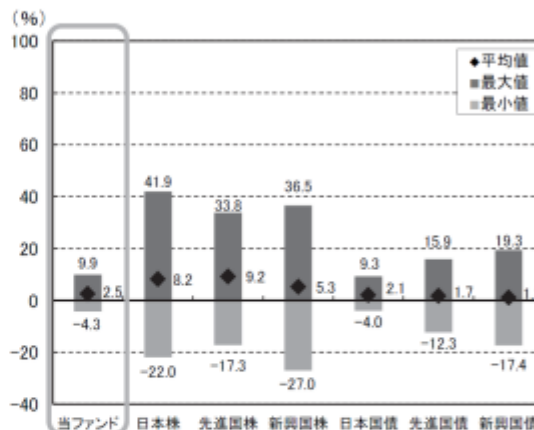
## ◆明治安田ライフプランファンド 20



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)



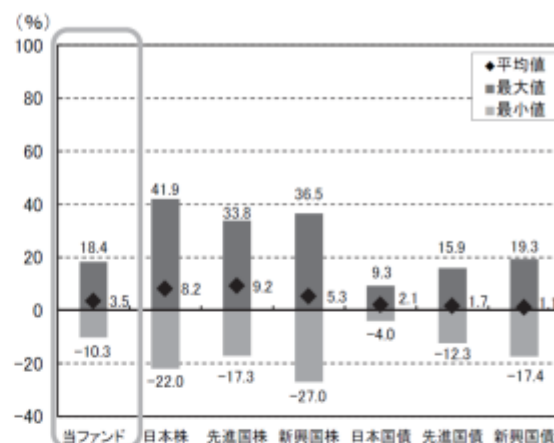
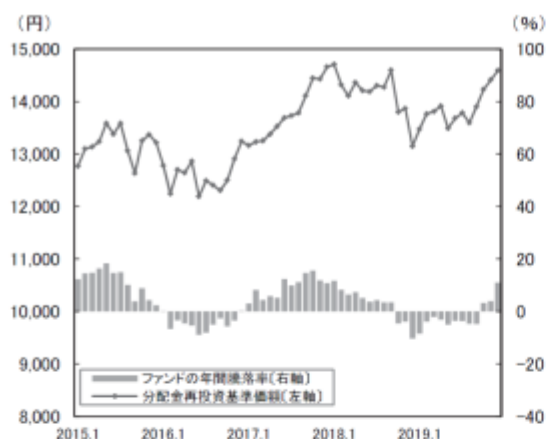
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

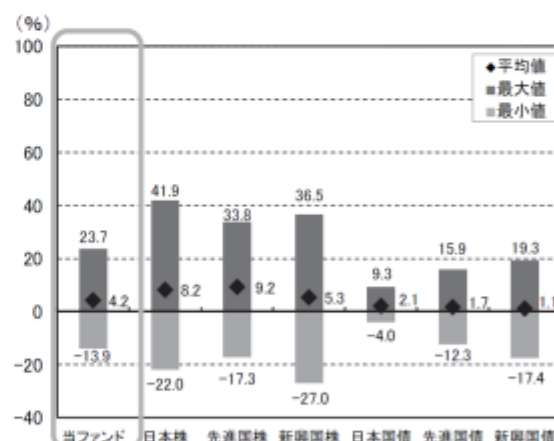
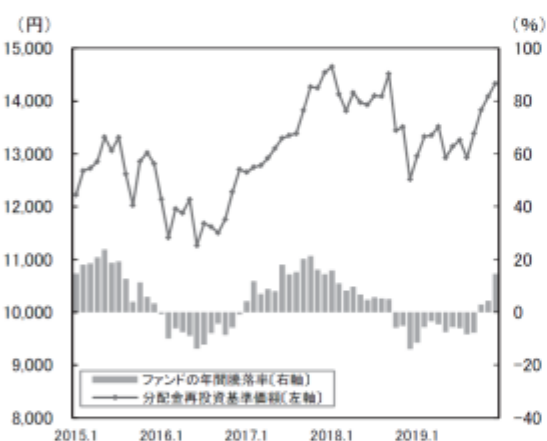
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

## ◆明治安田ライフプランファンド 50



## ◆明治安田ライフプランファンド 70



## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.495%（税抜0.45%）	0.605%（税抜0.55%）	0.671%（税抜0.61%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.957%（税抜0.87%）	1.265%（税抜1.15%）	1.419%（税抜1.29%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

## 投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

## （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

## 1. 個人の受益者に対する課税

## &lt; 収益分配金の課税 &gt;

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 一部解約時および償還時の課税 &gt;

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 損益通算について &gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

## 3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

## 個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

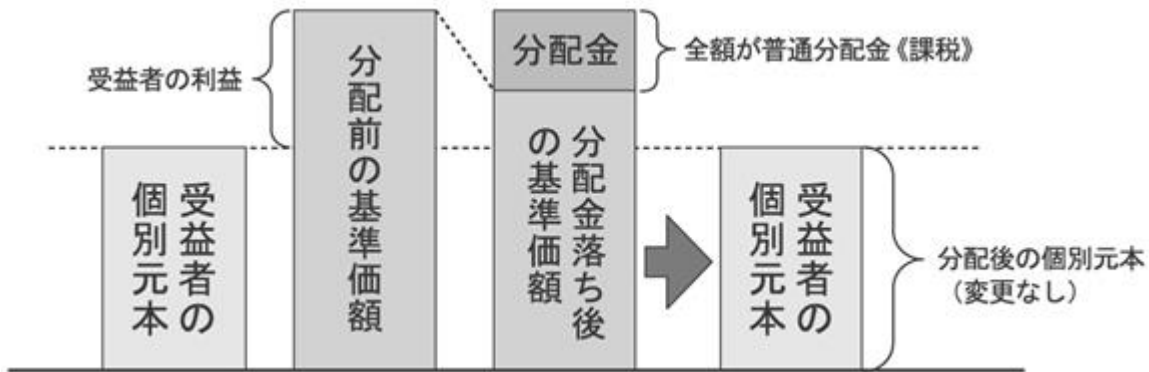


## 収益分配金について

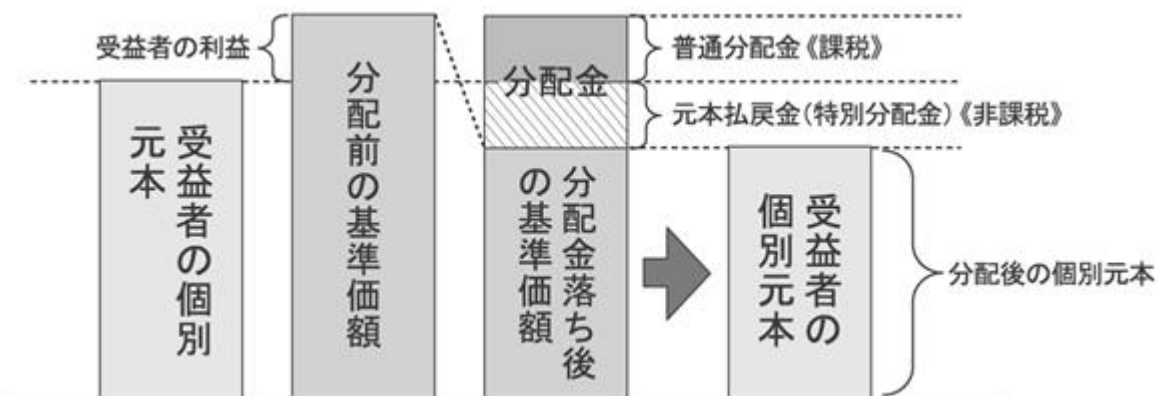
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税）となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

#### < 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年12月末現在のもので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

**5【運用状況】**

以下は2019年12月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されます。

**【明治安田ライフプランファンド20】****(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,716,017,024	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		53,035,249	3.00
合計(純資産総額)		1,769,052,273	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	697,921,075	1.5499	1,081,734,470	1.5726	1,097,550,682	62.04
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	91,639,849	2.7965	256,279,861	2.9047	266,186,269	15.05
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	183,815,489	1.2646	232,458,401	1.4335	263,499,503	14.89
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	20,881,171	1.9494	40,707,197	2.1322	44,522,832	2.52
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株 式 マザーファンド	14,387,146	2.6992	38,833,785	3.0762	44,257,738	2.50

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期計算期間末（2010年 5月20日）	1,455,979,064	1,470,550,606	9,992	10,092
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	1,513,536,649	1,513,536,649	10,010	10,010
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	1,519,506,679	1,519,506,679	9,933	9,933
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,597,488,831	1,619,445,897	11,641	11,801
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,507,924,673	1,523,298,374	11,770	11,890
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,479,740,803	1,498,212,637	12,817	12,977
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,551,763,666	1,559,010,289	12,848	12,908
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
2018年12月末日	1,671,574,978		12,799	
2019年 1月末日	1,694,068,697		12,940	
2月末日	1,719,628,564		13,072	
3月末日	1,739,766,779		13,155	
4月末日	1,734,655,150		13,155	
5月末日	1,673,113,788		12,984	
6月末日	1,702,141,262		13,125	
7月末日	1,706,762,504		13,178	
8月末日	1,720,774,152		13,240	
9月末日	1,715,991,311		13,276	
10月末日	1,758,456,392		13,391	
11月末日	1,754,092,601		13,433	
12月末日	1,769,052,273		13,479	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	100
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	120
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	160
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130

第19期計算期間	2018年 5月22日 ~ 2019年 5月20日	50
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	1.63
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.18
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0.77
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	18.81
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	2.14
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	10.25
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	0.71
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	1.87
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	3.00

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	201,266,454	122,294,987
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	205,553,861	150,636,658
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	170,654,993	152,939,294
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	156,031,692	313,502,123
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	206,295,328	297,470,198
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	211,304,674	337,956,858
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	185,524,396	132,243,463
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	171,171,733	186,165,713

## 【明治安田ライフプランファンド50】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,905,167,647	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		58,948,468	3.00
合計(純資産総額)		1,964,116,115	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	399,978,787	1.5499	619,939,508	1.5726	629,006,640	32.02
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	408,335,817	1.2620	515,356,505	1.4335	585,349,393	29.80
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	101,762,781	2.7958	284,514,616	2.9047	295,590,349	15.05
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	92,737,362	1.9527	181,092,357	2.1322	197,734,603	10.07
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	64,198,252	2.6957	173,059,228	3.0762	197,486,662	10.05

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期計算期間末（2010年 5月20日）	1,008,038,668	1,017,552,281	8,477	8,557
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	1,127,554,569	1,127,554,569	8,523	8,523
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	1,129,237,185	1,129,237,185	8,114	8,114
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,609,848,442	1,634,310,504	11,188	11,358
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,534,424,135	1,549,406,724	11,266	11,376
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,632,678,151	1,656,097,373	13,246	13,436
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,587,944,695	1,595,637,033	12,386	12,446
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
2018年12月末日	1,724,391,690		12,569	
2019年 1月末日	1,774,346,809		12,883	
2月末日	1,816,456,896		13,159	
3月末日	1,829,855,256		13,205	
4月末日	1,845,546,182		13,303	
5月末日	1,801,688,028		12,838	
6月末日	1,823,937,889		13,021	
7月末日	1,837,645,466		13,116	
8月末日	1,817,592,447		12,938	
9月末日	1,852,889,733		13,229	
10月末日	1,902,163,462		13,544	
11月末日	1,932,380,340		13,717	
12月末日	1,964,116,115		13,886	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	80
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	110
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180



第19期計算期間	2018年 5月22日 ~ 2019年 5月20日	60
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	2.19
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.54
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	4.80
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	39.98
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.68
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	19.26
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	6.04
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	5.76
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	4.73

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	222,119,948	74,399,860
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	210,976,569	77,278,821
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	187,063,624	118,249,631
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170,537,624	123,306,209
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	172,912,123	249,803,387
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	149,805,652	279,268,559
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	147,501,360	98,035,590
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	82,673,890	70,600,868

## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,149,099,804	96.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,601,020	3.01
合計(純資産総額)		1,184,700,824	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	328,498,072	1.2620	414,591,387	1.4335	470,901,986	39.75
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	128,192,660	1.5507	198,799,399	1.5726	201,595,777	17.02
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	84,010,681	1.9521	163,997,894	2.1322	179,127,574	15.12
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	58,052,856	2.6962	156,522,111	3.0762	178,582,195	15.07
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	40,930,999	2.7973	114,496,294	2.9047	118,892,272	10.04

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.99
合計	96.99

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期計算期間末（2010年 5月20日）	543,284,689	547,681,638	7,414	7,474
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	621,223,478	621,223,478	7,477	7,477
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	636,128,788	636,128,788	6,935	6,935
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	994,517,785	1,009,809,632	10,406	10,566
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	895,530,743	903,204,876	10,503	10,593
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	972,157,496	986,420,654	12,950	13,140
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	873,057,777	876,815,328	11,617	11,667
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
2018年12月末日	1,017,382,827		11,934	
2019年 1月末日	1,059,346,096		12,357	
2月末日	1,095,584,654		12,708	
3月末日	1,095,553,441		12,729	
4月末日	1,103,371,539		12,888	
5月末日	1,071,292,272		12,267	
6月末日	1,085,298,292		12,468	
7月末日	1,098,381,195		12,586	
8月末日	1,077,633,114		12,271	
9月末日	1,114,580,203		12,701	
10月末日	1,144,163,936		13,122	
11月末日	1,166,583,079		13,368	
12月末日	1,184,700,824		13,602	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	60
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	90
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	50
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200

第19期計算期間	2018年 5月22日 ~ 2019年 5月20日	60
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	2.61
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.85
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	7.25
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	52.36
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.80
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	25.11
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	9.91
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	8.17
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	5.82

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期計算期間	2009年 5月21日～2010年 5月20日	193,606,684	88,595,835
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	178,522,513	80,532,712
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	171,892,741	85,392,665
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	171,089,795	132,664,153
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	221,336,132	324,395,123
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	189,452,574	291,441,480
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	145,158,448	144,340,770
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期中間計算期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	57,167,921	52,743,914

(参考)

・明治安田日本株式マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,755,477,080	98.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		68,894,176	1.80
合計(純資産総額)		3,824,371,256	100.00

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	18,200	7,082.26	128,897,132	7,714.00	140,394,800	3.67
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	199,300	528.67	105,363,959	593.20	118,224,760	3.09
3	日本	株式	村田製作所	電気機器	11,500	5,145.14	59,169,118	6,746.00	77,579,000	2.03
4	日本	株式	信越化学工業	化学	6,200	10,062.76	62,389,115	12,060.00	74,772,000	1.96
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	26,700	2,457.97	65,627,852	2,757.00	73,611,900	1.92
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	14,900	4,375.93	65,201,357	4,756.00	70,864,400	1.85
7	日本	株式	ソニー	電気機器	9,000	6,250.55	56,254,950	7,401.00	66,609,000	1.74
8	日本	株式	Zホールディングス	情報・通信業	143,900	351.70	50,609,630	461.00	66,337,900	1.73
9	日本	株式	任天堂	その他製品	1,500	39,353.74	59,030,613	43,970.00	65,955,000	1.72
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	20,500	2,949.12	60,457,068	2,900.00	59,450,000	1.55
11	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	10,900	4,827.22	52,616,698	4,983.00	54,314,700	1.42
12	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	5,300	10,131.61	53,697,565	9,858.00	52,247,400	1.37
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	310,200	159.67	49,532,650	168.30	52,206,660	1.37
14	日本	株式	大成建設	建設業	11,300	4,592.20	51,891,960	4,545.00	51,358,500	1.34
15	日本	株式	協和キリン	医薬品	19,900	2,157.42	42,932,669	2,573.00	51,202,700	1.34
16	日本	株式	日本電産	電気機器	3,400	13,839.42	47,054,042	15,005.00	51,017,000	1.33
17	日本	株式	ファナック	電気機器	2,500	20,097.50	50,243,750	20,330.00	50,825,000	1.33
18	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	27,100	1,577.06	42,738,386	1,870.00	50,677,000	1.33
19	日本	株式	S M C	機械	1,000	42,356.40	42,356,400	50,290.00	50,290,000	1.31
20	日本	株式	ワールド	繊維製品	18,600	2,387.60	44,409,469	2,691.00	50,052,600	1.31

21	日本	株式	北陸電力	電気・ガス業	61,300	734.72	45,038,336	796.00	48,794,800	1.28
22	日本	株式	三井物産	卸売業	25,000	1,793.27	44,831,750	1,946.00	48,650,000	1.27
23	日本	株式	みずほリース	その他金融業	13,400	3,005.12	40,268,608	3,425.00	45,895,000	1.20
24	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	27,600	1,517.95	41,895,531	1,652.00	45,595,200	1.19
25	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,500	3,944.72	41,419,560	4,332.00	45,486,000	1.19
26	日本	株式	L I F U L L	サービス業	81,700	640.02	52,289,634	555.00	45,343,500	1.19
27	日本	株式	日立製作所	電気機器	9,700	4,354.78	42,241,445	4,626.00	44,872,200	1.17
28	日本	株式	ファンケル	化学	15,200	2,690.61	40,897,350	2,912.00	44,262,400	1.16
29	日本	株式	ローム	電気機器	5,000	9,071.22	45,356,136	8,780.00	43,900,000	1.15
30	日本	株式	セガサミーホールディングス	機械	26,800	1,416.61	37,965,148	1,583.00	42,424,400	1.11

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------



株式	国内	鉱業	0.86
		建設業	3.28
		食料品	3.23
		繊維製品	1.31
		化学	6.55
		医薬品	6.11
		石油・石炭製品	0.30
		ゴム製品	1.06
		ガラス・土石製品	1.78
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	1.19
		機械	5.60
		電気機器	14.49
		輸送用機器	7.77
		精密機器	1.54
		その他製品	2.30
		電気・ガス業	1.52
		陸運業	3.14
		海運業	0.37
		空運業	0.49
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	10.61
		卸売業	4.07
		小売業	4.51
		銀行業	5.32
		証券、商品先物取引業	0.93
		保険業	1.90
その他金融業	2.21		
不動産業	1.25		
サービス業	3.45		
合計		98.20	

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

・明治安田アメリカ株式マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,604,574,952	95.96
投資信託受益証券	アメリカ	15,422,428	0.57
投資証券	アメリカ	74,119,761	2.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,146,746	0.74
合計(純資産総額)		2,714,263,887	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,310	13,517.51	98,813,018	17,415.65	127,308,457	4.69
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,770	22,311.89	84,115,841	31,750.48	119,699,340	4.41
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	350	203,966.75	71,388,365	204,855.28	71,699,351	2.64
4	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,230	12,407.66	40,076,774	15,244.17	49,238,696	1.81
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	1,910	19,513.73	37,271,228	22,799.43	43,546,923	1.60
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	290	135,365.76	39,256,071	148,414.35	43,040,164	1.59
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	280	134,283.30	37,599,326	148,113.06	41,471,659	1.53
8	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,470	22,983.49	33,785,741	24,775.89	36,420,571	1.34
9	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,620	11,812.80	30,949,556	13,814.42	36,193,781	1.33
10	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,730	17,588.76	30,428,559	20,749.56	35,896,753	1.32
11	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,040	24,557.87	25,540,189	32,426.47	33,723,532	1.24
12	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	5,040	6,385.15	32,181,191	6,582.36	33,175,119	1.22
13	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,010	15,060.11	30,270,837	15,968.37	32,096,424	1.18

14	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	950	26,418.20	25,097,293	32,949.07	31,301,621	1.15
15	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	7,770	3,233.11	25,121,308	3,872.94	30,092,790	1.11
16	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,220	22,408.70	27,338,617	24,099.91	29,401,894	1.08
17	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,370	6,065.74	32,573,068	5,233.68	28,104,868	1.04
18	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	5,540	4,649.72	25,759,484	4,941.15	27,374,004	1.01
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	3,880	6,368.72	24,710,644	6,741.22	26,155,960	0.96
20	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,800	4,280.45	24,826,657	4,307.89	24,985,815	0.92
21	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	2,850	7,899.27	22,512,937	8,728.64	24,876,639	0.92
22	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,380	8,115.10	19,313,960	10,024.73	23,858,881	0.88
23	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,060	8,888.60	27,199,124	7,657.14	23,430,874	0.86
24	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,290	5,232.58	17,215,207	7,027.17	23,119,417	0.85
25	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	1,270	14,529.84	18,452,906	15,968.37	20,279,830	0.75
26	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	4,690	3,509.20	16,458,180	4,299.13	20,162,940	0.74
27	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	740	20,110.83	14,882,017	26,462.02	19,581,900	0.72
28	アメリカ	株式	LINDE PLC	素材	800	20,294.01	16,235,214	23,255.20	18,604,164	0.69
29	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	700	20,950.06	14,665,044	26,569.39	18,598,577	0.69
30	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	1,910	8,843.68	16,891,435	9,456.12	18,061,196	0.67

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.55
		素材	2.78
		資本財	6.04
		商業・専門サービス	1.33
		運輸	1.75
		自動車・自動車部品	0.75
		耐久消費財・アパレル	1.37
		消費者サービス	1.89
		メディア・娯楽	7.61
		小売	6.16
		食品・生活必需品小売り	1.16
		食品・飲料・タバコ	3.94
		家庭用品・パーソナル用品	2.36
		ヘルスケア機器・サービス	6.08
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.18
		銀行	5.08
		各種金融	4.86
		保険	2.57
		不動産	0.34
		ソフトウェア・サービス	12.10
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.33
電気通信サービス	2.07		
公益事業	3.62		
半導体・半導体製造装置	5.05		
投資信託受益証券			0.57
投資証券			2.73
合計			99.26

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## . 明治安田欧州株式マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	664,168,424	30.22
	フランス	455,358,366	20.72
	スイス	392,312,112	17.85
	ドイツ	311,223,061	14.16
	オランダ	98,162,856	4.47
	デンマーク	96,611,949	4.40
	ノルウェー	59,854,099	2.72
	スウェーデン	26,706,076	1.22
	アイルランド	22,859,706	1.04
	小計	2,127,256,649	96.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		70,226,680	3.20
合計(純資産総額)		2,197,483,329	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,341	8,978.51	74,889,768	10,465.56	87,293,269	3.97
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,405	29,245.35	70,335,081	35,658.89	85,759,654	3.90
3	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	5,169	12,005.24	62,055,105	14,876.35	76,895,884	3.50
4	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,194	2,188.07	63,878,516	2,609.61	76,185,078	3.47
5	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	6,302	9,486.55	59,784,301	11,959.36	75,367,887	3.43
6	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	1,557	35,316.07	54,987,136	45,083.63	70,195,227	3.19
7	フランス	株式	THALES SA	資本財	6,035	12,198.85	73,620,102	11,396.22	68,776,188	3.13
8	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	19,433	3,427.73	66,611,217	3,258.43	63,321,086	2.88
9	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	212,765	236.74	50,370,412	260.41	55,407,452	2.52

10	オランダ	株式	UNILEVER NV	家庭用品・ パーソナル用品	8,546	5,875.79	50,214,527	6,363.50	54,382,490	2.47
11	フランス	株式	VIVENDI	メディア・娯楽	16,852	2,741.21	46,195,036	3,176.23	53,525,942	2.44
12	フランス	株式	VINCI SA	資本財	4,078	10,142.63	41,361,669	12,197.63	49,741,942	2.26
13	ドイツ	株式	LEG IMMOBILIEN AG	不動産	3,638	11,380.28	41,401,494	13,050.50	47,477,755	2.16
14	イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	16,945	2,505.16	42,449,949	2,763.42	46,826,233	2.13
15	フランス	株式	AXA SA	保険	14,325	2,622.35	37,565,249	3,089.23	44,253,268	2.01
16	オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	商業・専門サービス	5,433	6,538.73	35,524,944	8,058.23	43,780,366	1.99
17	イギリス	株式	LLOYDS BANKING GROUP PLC	銀行	477,053	84.65	40,384,063	90.65	43,245,170	1.97
18	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	1,320	25,609.63	33,804,718	32,607.89	43,042,420	1.96
19	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	9,025	4,027.48	36,348,039	4,632.96	41,812,547	1.90
20	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	4,553	7,492.09	34,111,511	8,971.15	40,845,661	1.86
21	スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	27,414	1,371.28	37,592,271	1,478.62	40,534,944	1.84
22	ドイツ	株式	DEUTSCHE POST AG-REG	運輸	9,544	3,089.23	29,483,643	4,215.98	40,237,396	1.83
23	イギリス	株式	FERGUSON PLC	資本財	3,910	7,674.74	30,008,253	10,092.38	39,461,218	1.80
24	イギリス	株式	INFORMA PLC	メディア・娯楽	31,591	1,000.05	31,592,756	1,244.83	39,325,502	1.79
25	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	6,503	5,854.96	38,074,813	6,039.99	39,278,098	1.79
26	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	3,517	9,397.59	33,051,334	11,131.53	39,149,604	1.78
27	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	5,902	5,700.14	33,642,274	6,419.78	37,889,542	1.72
28	イギリス	株式	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	銀行	106,290	341.48	36,296,164	348.08	36,997,687	1.68
29	イギリス	株式	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	食品・飲料・タバコ	9,588	3,373.21	32,342,383	3,790.74	36,345,630	1.65

30	イギリス	株式	PERSIMMON PLC	耐久消費財・アパレル	9,327	3,193.86	29,789,177	3,802.22	35,463,306	1.61
----	------	----	---------------	------------	-------	----------	------------	----------	------------	------

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.67
		素材	3.17
		資本財	8.73
		商業・専門サービス	5.43
		運輸	1.83
		自動車・自動車部品	2.49
		耐久消費財・アパレル	2.56
		メディア・娯楽	5.43
		小売	0.77
		食品・飲料・タバコ	8.24
		家庭用品・パーソナル用品	4.43
		ヘルスケア機器・サービス	0.75
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17.47
		銀行	10.93
		各種金融	3.63
		保険	6.35
		不動産	2.91
		ソフトウェア・サービス	4.75
公益事業	1.41		
半導体・半導体製造装置	0.86		
合計			96.80

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## . 明治安田日本債券マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	4,626,386,570	57.30
	メキシコ	99,939,000	1.24
	小計	4,726,325,570	58.54
特殊債券	インド	99,522,000	1.23
社債券	日本	2,938,953,400	36.40
	アメリカ	104,893,200	1.30
	スペイン	100,012,000	1.24
	小計	3,143,858,600	38.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		104,068,575	1.29
合計(純資産総額)		8,073,774,745	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第356回利付国債 10年	543,000,000	101.23	549,710,940	101.21	549,597,450	0.1	2029/9/20	6.81
2	日本	社債券	第1回武田薬品工業無 担保社債(劣後特約 付)	500,000,000	100.00	500,000,000	103.46	517,305,000	1.72	2079/6/6	6.41
3	日本	国債証券	第133回利付国債 20年	254,000,000	122.86	312,064,400	120.86	306,999,640	1.8	2031/12/20	3.80
4	日本	国債証券	第355回利付国債 10年	282,000,000	102.15	288,071,200	101.28	285,609,600	0.1	2029/6/20	3.54
5	日本	国債証券	第149回利付国債 20年	230,000,000	118.66	272,937,000	119.68	275,282,400	1.5	2034/6/20	3.41
6	日本	国債証券	第37回利付国債 30年	162,000,000	130.30	211,086,000	134.72	218,256,120	1.9	2042/9/20	2.70
7	日本	国債証券	第159回利付国債 20年	198,000,000	107.40	212,665,540	106.64	211,159,080	0.6	2036/12/20	2.62
8	日本	国債証券	第46回利付国債 30年	165,000,000	122.30	201,795,000	127.81	210,894,750	1.5	2045/3/20	2.61
9	日本	社債券	第1回楽天無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	100.20	200,401,200	104.38	208,778,600	2.35	2053/12/13	2.59
10	日本	社債券	第1回ドンキホーテ ホールディングス無担 保社債(劣後特約付)	200,000,000	100.34	200,682,200	101.84	203,699,000	1.49	2053/11/28	2.52

11	日本	社債券	第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	102.43	204,874,000	101.39	202,798,000	2.5	2021/12/17	2.51
12	日本	社債券	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	100.00	200,000,000	101.22	202,450,400	1.3	2079/12/13	2.51
13	日本	社債券	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	200,000,000	101.43	202,869,200	100.80	201,610,800	1.06	2077/4/26	2.50
14	日本	社債券	第10回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債(劣後特約付)	200,000,000	100.00	200,000,000	99.63	199,269,400	0.82	9999/99/99	2.47
15	日本	国債証券	第170回利付国債20年	185,000,000	100.15	185,285,560	100.46	185,863,950	0.3	2039/9/20	2.30
16	日本	国債証券	第64回利付国債30年	144,000,000	99.34	143,062,930	99.73	143,618,400	0.4	2049/9/20	1.78
17	日本	国債証券	第11回利付国債40年	126,000,000	107.99	136,068,880	112.88	142,228,800	0.8	2058/3/20	1.76
18	日本	国債証券	第152回利付国債20年	122,000,000	113.95	139,019,000	115.77	141,246,720	1.2	2035/3/20	1.75
19	日本	国債証券	第146回利付国債20年	111,000,000	121.01	134,331,090	121.79	135,191,340	1.7	2033/9/20	1.67
20	日本	国債証券	第34回利付国債30年	90,000,000	136.82	123,138,900	139.11	125,207,100	2.2	2041/3/20	1.55
21	アメリカ	社債券	アフラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	104.09	104,096,300	104.89	104,893,200	2.108	2047/10/23	1.30
22	日本	社債券	第18回光通信無担保社債	100,000,000	103.70	103,706,000	102.55	102,556,000	1.79	2033/3/23	1.27
23	日本	国債証券	第49回利付国債30年	81,000,000	122.10	98,905,050	125.88	101,962,800	1.4	2045/12/20	1.26
24	日本	社債券	第3回日本製鉄無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100.00	100,000,000	101.44	101,445,000	1.24	2079/9/12	1.26
25	日本	社債券	三井住友海上火災保険第3回劣後債	100,000,000	101.24	101,249,800	101.05	101,058,900	0.85	2077/12/10	1.25
26	日本	社債券	第6回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	100.89	100,890,000	100.65	100,651,300	1.13	9999/99/99	1.25
27	日本	社債券	第17回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	99.72	99,722,000	100.43	100,439,000	0.43	2023/10/18	1.24
28	日本	社債券	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	100,000,000	100.30	100,300,000	100.43	100,436,300	0.84	2076/6/29	1.24
29	日本	社債券	第14回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100.44	100,448,000	100.29	100,292,000	0.7	2023/3/27	1.24

30	日本	社債券	第2回住友化学無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100.00	100,000,000	100.08	100,084,100	0.84	2079/12/13	1.24
----	----	-----	---------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------	------------	------

## □. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	58.54
特殊債券	1.23
社債券	38.94
合計	98.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## . 明治安田外国債券マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	610,360,791	41.81
	フランス	174,812,806	11.98
	イタリア	132,501,300	9.08
	イギリス	85,381,518	5.85
	スペイン	79,919,350	5.47
	ドイツ	44,124,017	3.02
	オーストラリア	26,402,583	1.81
	カナダ	25,778,510	1.77
	ベルギー	22,062,592	1.51
	スウェーデン	18,221,220	1.25
	メキシコ	11,903,355	0.82
	南アフリカ	8,265,006	0.57
	ポーランド	8,012,909	0.55
	マレーシア	7,375,866	0.51
	アイルランド	6,267,848	0.43
	ノルウェー	1,878,315	0.13
	小計	1,263,267,986	86.54
特殊債券	国際機関	15,019,122	1.03
社債券	フランス	22,675,530	1.55
	アメリカ	14,072,535	0.96
	ドイツ	13,588,461	0.93
	オーストラリア	12,341,003	0.85
	イギリス	11,414,300	0.78
	オランダ	7,968,531	0.55
	小計	82,060,360	5.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		99,448,430	6.81
合計(純資産総額)		1,459,795,898	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%	1,141,000	11,253.87	128,406,697	11,331.75	129,295,343	2.5	2024/5/15	8.86
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%	930,000	10,955.57	101,886,820	10,958.56	101,914,681	1.625	2022/11/15	6.98
3	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	524,000	14,870.73	77,922,646	14,518.53	76,077,145	4.25	2023/10/25	5.21
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.75%	480,000	10,654.71	51,142,608	10,995.37	52,777,791	1.75	2023/5/15	3.62
5	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.15%	350,000	13,839.66	48,438,836	13,757.56	48,151,480	2.15	2025/10/31	3.30
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%	408,000	10,498.07	42,832,139	10,868.69	44,344,273	1.625	2026/2/15	3.04
7	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%	330,000	12,696.54	41,898,607	12,662.79	41,787,218	2.5	2021/1/4	2.86
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	340,000	11,074.24	37,652,434	11,387.39	38,717,135	2.375	2027/5/15	2.65
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	315,000	10,755.71	33,880,488	11,030.46	34,745,969	1.875	2022/7/31	2.38
10	イタリア	国債 証券	BTPS 4.75%	208,000	14,686.41	30,547,751	15,855.45	32,979,337	4.75	2028/9/1	2.26
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%	255,000	9,957.12	25,390,658	11,337.74	28,911,257	2.5	2045/2/15	1.98
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	240,000	11,629.10	27,909,862	11,651.87	27,964,504	2.625	2029/2/15	1.92
13	イタリア	国債 証券	BTPS 3.75%	200,000	13,037.03	26,074,061	12,827.11	25,654,239	3.75	2021/3/1	1.76
14	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 3.5%	169,000	15,280.73	25,824,447	15,148.39	25,600,787	3.5	2026/4/25	1.75
15	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	225,000	10,765.98	24,223,459	11,024.47	24,805,069	1.875	2022/5/31	1.70
16	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	160,000	15,432.93	24,692,692	14,979.28	23,966,863	4.5	2026/3/1	1.64
17	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.5%	150,000	13,664.41	20,496,621	15,170.14	22,755,211	1.5	2047/7/22	1.56
18	フランス	社債 券	BNP PARIBAS 3.5%	200,000	11,326.86	22,653,721	11,337.76	22,675,530	3.5	2023/3/1	1.55
19	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 2.75%	145,000	14,840.81	21,519,188	15,002.57	21,753,730	2.75	2027/10/25	1.49

20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	200,000	10,454.42	20,908,841	10,847.29	21,694,591	1.375	2023/9/30	1.49
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	170,000	10,729.17	18,239,600	12,092.68	20,557,565	2.875	2043/5/15	1.41
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.5%	160,000	12,980.33	20,768,532	12,763.76	20,422,026	0.5	2029/5/25	1.40
23	イタリア	国債証券	BTPS 3.75%	140,000	14,297.59	20,016,639	14,044.30	19,662,033	3.75	2024/9/1	1.35
24	イギリス	国債証券	TREASURY 3.5%	82,000	19,670.39	16,129,720	21,263.73	17,436,263	3.5	2045/1/22	1.19
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	150,000	11,096.37	16,644,560	11,374.55	17,061,829	2.75	2023/7/31	1.17
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.125%	130,000	11,256.43	14,633,363	12,577.14	16,350,288	3.125	2041/11/15	1.12
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	150,000	9,424.92	14,137,383	10,809.63	16,214,452	2.25	2046/8/15	1.11
28	国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV 3.5%	200,000	7,541.46	15,082,929	7,509.56	15,019,122	3.5	2021/1/22	1.03
29	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0347 0.9%	110,000	13,655.36	15,020,904	13,269.85	14,596,842	0.9	2029/6/22	1.00
30	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	70,000	19,388.27	13,571,795	19,423.81	13,596,671	3.25	2045/5/25	0.93

#### □. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.54
特殊債券	1.03
社債券	5.62
合計	93.19

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

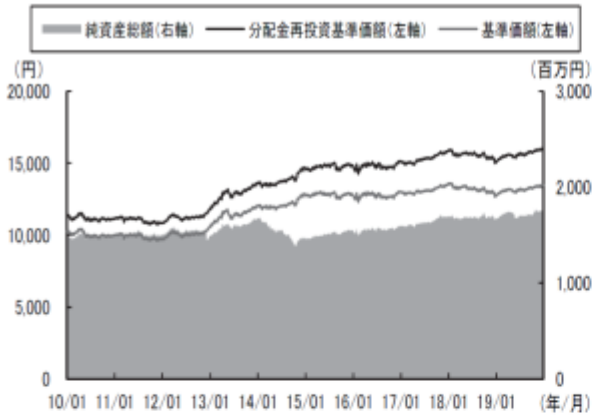
## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

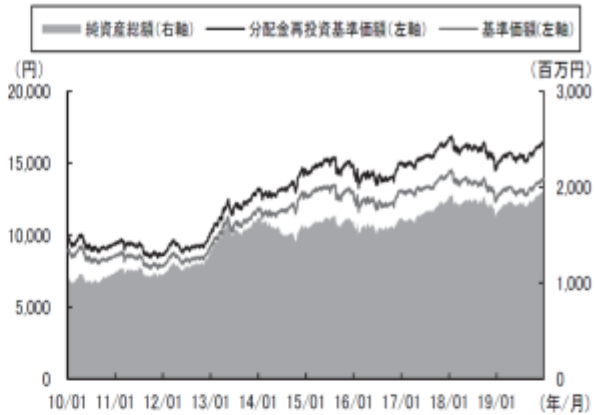
2019年12月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

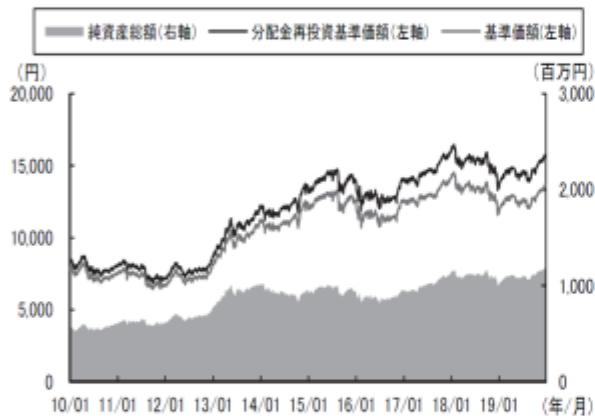
## ◆明治安田ライフプランファンド 20



## ◆明治安田ライフプランファンド 50



## ◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	13,479 円	13,886 円	13,602 円
純資産総額	1,769 百万円	1,964 百万円	1,184 百万円

## 分配の推移

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2019年5月	50 円	60 円	60 円
2018年5月	130 円	180 円	200 円
2017年5月	100 円	170 円	180 円
2016年5月	60 円	60 円	50 円
2015年5月	160 円	190 円	190 円
設定来累計	1,930 円	1,870 円	1,570 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額



## 主要な資産の状況

### 資産の組入れ比率

#### ◆明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	14.89
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.50
明治安田欧州株式マザーファンド	2.52
明治安田日本債券マザーファンド	62.04
明治安田外国債券マザーファンド	15.05
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	29.80
明治安田アメリカ株式マザーファンド	10.05
明治安田欧州株式マザーファンド	10.07
明治安田日本債券マザーファンド	32.02
明治安田外国債券マザーファンド	15.05
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	39.75
明治安田アメリカ株式マザーファンド	15.07
明治安田欧州株式マザーファンド	15.12
明治安田日本債券マザーファンド	17.02
明治安田外国債券マザーファンド	10.04
その他の資産（負債控除後）	3.01
合計（純資産総額）	100.00

### 組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

#### 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.67
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.09
3	村田製作所	電気機器	2.03
4	信越化学工業	化学	1.96
5	日本電信電話	情報・通信業	1.92
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.85
7	ソニー	電気機器	1.74
8	Zホールディングス	情報・通信業	1.73
9	任天堂	その他製品	1.72
10	三菱商事	卸売業	1.55

#### 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.69
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.41
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.64
4	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.81
5	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.60
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.59
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.53
8	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	1.34
9	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	1.33
10	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.32

## 【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.97
2	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.90
3	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	3.50
4	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.47
5	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	3.43
6	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス	保険	3.19
7	THALES SA	フランス	資本財	3.13
8	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	イギリス	エネルギー	2.88
9	BARCLAYS PLC	イギリス	銀行	2.52
10	UNILEVER NV	オランダ	家庭用品・パーソナル用品	2.47

## 【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第356回利付国債10年	0.100	2029年9月20日	国債証券	6.81
2	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	1.720	2024年10月6日	社債券	6.41
3	第133回利付国債20年	1.800	2031年12月20日	国債証券	3.80
4	第355回利付国債10年	0.100	2029年6月20日	国債証券	3.54
5	第149回利付国債20年	1.500	2034年6月20日	国債証券	3.41
6	第37回利付国債30年	1.900	2042年9月20日	国債証券	2.70
7	第159回利付国債20年	0.600	2036年12月20日	国債証券	2.62
8	第46回利付国債30年	1.500	2045年3月20日	国債証券	2.61
9	第1回楽天無担保社債(劣後特約付)	2.350	2023年12月13日	社債券	2.59
10	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付)	1.490	2023年11月29日	社債券	2.52

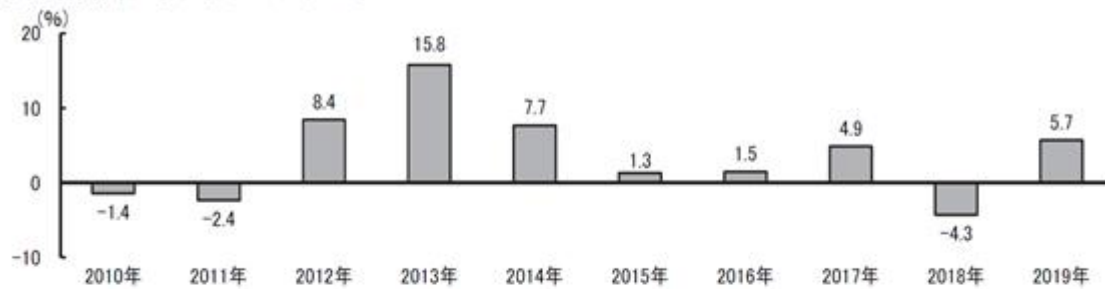
※ 繰上償還条項が付与されている銘柄の場合、償還日は最初の繰上償還可能日を表示しています。

## 【明治安田外国債券マザーファンド】

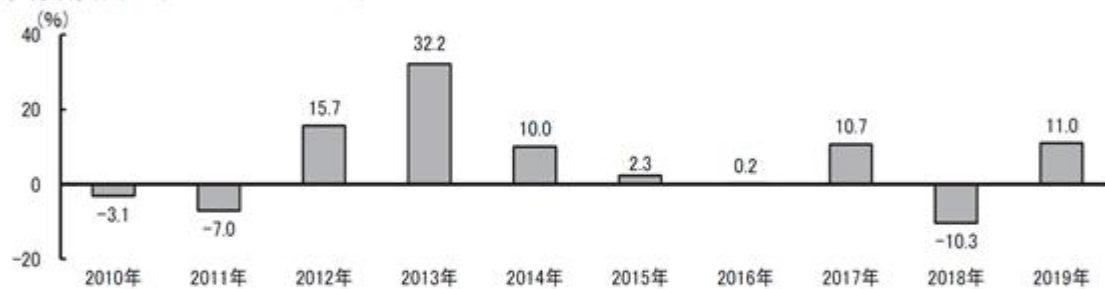
	銘柄名	クーポン (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	US TREASURY N/B 2.5%	2.500	2024年5月15日	国債証券	8.86
2	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2022年11月15日	国債証券	6.98
3	FRANCE O.A.T. 4.25%	4.250	2023年10月25日	国債証券	5.21
4	US TREASURY N/B 1.75%	1.750	2023年5月15日	国債証券	3.62
5	SPANISH GOVT 2.15%	2.150	2025年10月31日	国債証券	3.30
6	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2026年2月15日	国債証券	3.04
7	DEUTSCHLAND REP 2.5%	2.500	2021年1月4日	国債証券	2.86
8	US TREASURY N/B 2.375%	2.375	2027年5月15日	国債証券	2.65
9	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2022年7月31日	国債証券	2.38
10	BTPS 4.75%	4.750	2028年9月1日	国債証券	2.26

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

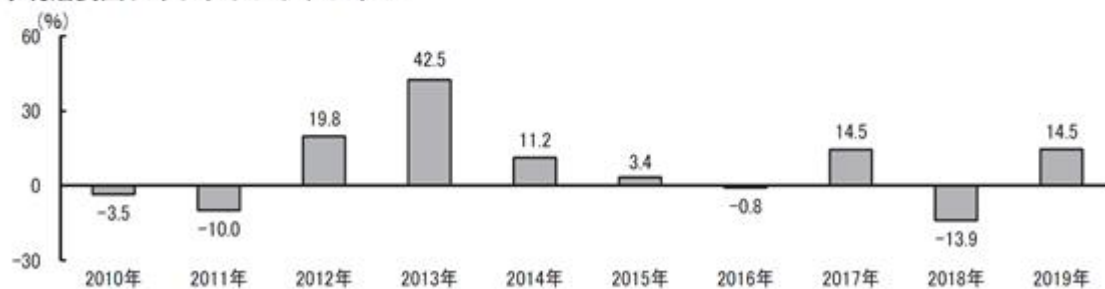
## ◆明治安田ライフプランファンド 20



## ◆明治安田ライフプランファンド 50



## ◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### (2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### (3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### (4) 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

## 2【換金(解約)手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

### (1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### (2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

### (3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

### (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

### (5) 信託財産留保額

ありません。

### (6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

### (7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

##### 組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

#### (5)【その他】

##### 信託の終了

##### 1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

## 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

## 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更

### 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

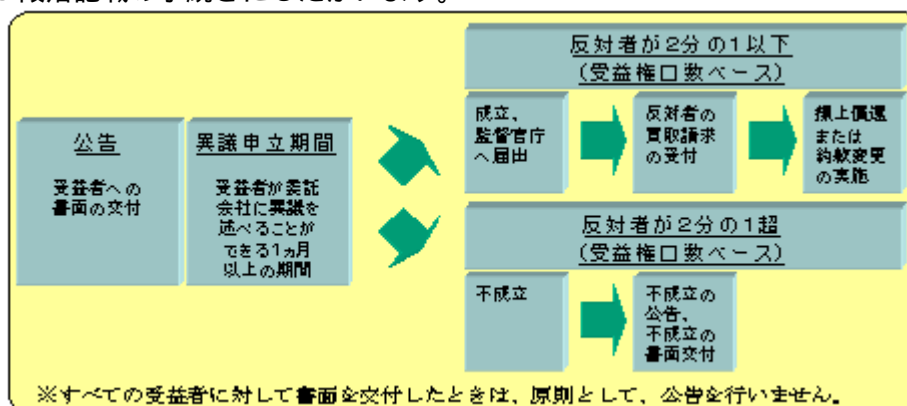
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



## 関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

#### 運用に係る報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。



#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

##### 反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年5月22日から2019年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【明治安田ライフプランファンド20】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	75,161,337	66,409,203
親投資信託受益証券	1,620,772,072	1,664,560,221
流動資産合計	1,695,933,409	1,730,969,424
資産合計	1,695,933,409	1,730,969,424
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	16,293,677	6,599,584
未払解約金	4,429,376	47,507
未払受託者報酬	447,723	454,481
未払委託者報酬	7,611,239	7,726,185
その他未払費用	39,261	39,677
流動負債合計	28,821,276	14,867,434
負債合計	28,821,276	14,867,434
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,253,359,841	1,319,916,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	413,752,292	396,185,066
（分配準備積立金）	206,967,061	184,700,395
元本等合計	1,667,112,133	1,716,101,990
純資産合計	1,667,112,133	1,716,101,990
負債純資産合計	1,695,933,409	1,730,969,424

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	74,107,023	15,301,851
営業収益合計	74,107,023	15,301,851
営業費用		
受託者報酬	895,953	913,340
委託者報酬	15,231,081	15,526,872
その他費用	130,371	132,705
営業費用合計	16,257,405	16,572,917
営業利益又は営業損失( )	57,849,618	31,874,768
経常利益又は経常損失( )	57,849,618	31,874,768
当期純利益又は当期純損失( )	57,849,618	31,874,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,987,222	2,541,052
期首剰余金又は期首欠損金( )	367,203,089	413,752,292
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,072,023	66,550,880
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,072,023	66,550,880
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,091,539	48,184,806
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,091,539	48,184,806
分配金	16,293,677	6,599,584
期末剰余金又は期末欠損金( )	413,752,292	396,185,066

**（3）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2018年5月22日から2019年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,253,359,841口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,319,916,924口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3301円 (10,000口当たり純資産額) (13,301円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)			第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,016,861円	支払金額		1,035,454円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額483,256,836円 (10,000口当たり3,855円66銭)のうち、16,293,677円(10,000口当たり130円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額498,504,205円 (10,000口当たり3,776円77銭)のうち、6,599,584円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	16,613,164円	配当等収益額(費用控除後)	A	6,413,515円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	35,249,232円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	259,996,098円	収益調整金額	C	307,204,226円
分配準備積立金額	D	171,398,342円	分配準備積立金額	D	184,886,464円
分配対象額(A+B+C+D)	E	483,256,836円	分配対象額(A+B+C+D)	E	498,504,205円
期末受益権口数	F	1,253,359,841口	期末受益権口数	F	1,319,916,924口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	3,855円 66銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	3,776円 77銭
10,000口当たりの分配金額	H	130円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	16,293,677円	分配金額(F×H÷10,000)	I	6,599,584円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期(自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)

該当事項はございませぬ。

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
期首元本額	1,237,127,162円	1,253,359,841円
期中追加設定元本額	200,526,817円	213,096,140円
期中一部解約元本額	184,294,138円	146,539,057円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	65,158,925	13,887,303
合計	65,158,925	13,887,303

## 3. デリバティブ取引関係

第18期(2018年5月21日現在)

該当事項はございませぬ。

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表



( 1 ) 株式（2019年5月20日現在）  
該当事項はございません。

( 2 ) 株式以外の有価証券 (2019年5月20日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	201,993,587	254,996,704	
	明治安田日本債券マザーファンド	688,551,727	1,065,464,942	
	明治安田欧州株式マザーファンド	21,929,392	42,898,276	
	明治安田外国債券マザーファンド	92,729,487	258,761,633	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	15,720,936	42,438,666	
合計		1,020,925,129	1,664,560,221	

第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド50】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	91,238,400	74,335,173
親投資信託受益証券	1,796,686,080	1,756,122,747
未収入金	-	4,950,000
流動資産合計	1,887,924,480	1,835,407,920
資産合計	1,887,924,480	1,835,407,920
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	24,052,902	8,355,038
未払解約金	-	5,202,290
未払受託者報酬	689,403	669,261
未払委託者報酬	10,931,814	10,612,490
その他未払費用	63,061	60,993
流動負債合計	35,737,180	24,900,072
負債合計	35,737,180	24,900,072
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,336,272,352	1,392,506,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	515,914,948	418,001,410
(分配準備積立金)	387,304,657	351,552,524
元本等合計	1,852,187,300	1,810,507,848
純資産合計	1,852,187,300	1,810,507,848
負債純資産合計	1,887,924,480	1,835,407,920

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	145,476,880	84,953,333
営業収益合計	145,476,880	84,953,333
営業費用		
受託者報酬	1,361,730	1,373,221
委託者報酬	21,592,939	21,775,197
その他費用	181,617	182,904
営業費用合計	23,136,286	23,331,322
営業利益又は営業損失( )	122,340,594	108,284,655
経常利益又は経常損失( )	122,340,594	108,284,655
当期純利益又は当期純損失( )	122,340,594	108,284,655
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,588,540	6,183,444
期首剰余金又は期首欠損金( )	396,218,379	515,914,948
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,957,761	63,266,979
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,957,761	63,266,979
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,960,344	50,724,268
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,960,344	50,724,268
分配金	24,052,902	8,355,038
期末剰余金又は期末欠損金( )	515,914,948	418,001,410

**（3）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2018年5月22日から2019年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,336,272,352口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,392,506,438口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3861円 (10,000口当たり純資産額) (13,861円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)			第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,778,386円	支払金額		1,798,762円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額832,842,662円 (10,000口当たり6,232円56銭)のうち、24,052,902円(10,000口当たり180円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額851,475,226円 (10,000口当たり6,114円68銭)のうち、8,355,038円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	24,624,121円	配当等収益額(費用控除後)	A	8,265,024円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	83,723,516円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	421,485,103円	収益調整金額	C	491,567,664円
分配準備積立金額	D	303,009,922円	分配準備積立金額	D	351,642,538円
分配対象額(A+B+C+D)	E	832,842,662円	分配対象額(A+B+C+D)	E	851,475,226円
期末受益権口数	F	1,336,272,352口	期末受益権口数	F	1,392,506,438口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	6,232円 56銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	6,114円 68銭
10,000口当たりの分配金額	H	180円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	24,052,902円	分配金額(F×H÷10,000)	I	8,355,038円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第18期 （自 2017年 5月23日 至 2018年 5月21日）	第19期 （自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期(自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)

該当事項はございません。

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
期首元本額	1,277,626,678円	1,336,272,352円
期中追加設定元本額	211,608,074円	188,413,904円
期中一部解約元本額	152,962,400円	132,179,818円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	133,374,442	84,871,081
合計	133,374,442	84,871,081

## 3. デリバティブ取引関係

第18期(2018年5月21日現在)

該当事項はございません。

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（2019年5月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	428,034,622	540,350,906	
	明治安田日本債券マザーファンド	374,584,243	579,631,657	
	明治安田欧州株式マザーファンド	93,130,859	182,182,586	
	明治安田外国債券マザーファンド	97,638,491	272,460,209	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	67,233,706	181,497,389	
合計		1,060,621,921	1,756,122,747	

## 第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	57,048,761	45,220,422
親投資信託受益証券	1,075,468,430	1,049,132,431
未収入金	-	70,000
流動資産合計	1,132,517,191	1,094,422,853
資産合計	1,132,517,191	1,094,422,853
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	16,193,035	5,187,037
未払解約金	64,298	32,148
未払受託者報酬	472,117	457,757
未払委託者報酬	7,258,757	7,037,939
その他未払費用	61,389	59,422
流動負債合計	24,049,596	12,774,303
負債合計	24,049,596	12,774,303
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	809,651,773	864,506,270
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	298,815,822	217,142,280
(分配準備積立金)	236,029,891	212,264,072
元本等合計	1,108,467,595	1,081,648,550
純資産合計	1,108,467,595	1,081,648,550
負債純資産合計	1,132,517,191	1,094,422,853

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第18期 ( 自 2017年 5月23日 至 2018年 5月21日 )	第19期 ( 自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日 )
営業収益		
有価証券売買等損益	111,596,152	77,815,999
営業収益合計	111,596,152	77,815,999
営業費用		
受託者報酬	923,474	942,117
委託者報酬	14,198,222	14,485,002
その他費用	154,299	157,440
営業費用合計	15,275,995	15,584,559
営業利益又は営業損失( )	96,320,157	93,400,558
経常利益又は経常損失( )	96,320,157	93,400,558
当期純利益又は当期純損失( )	96,320,157	93,400,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	7,277,311	6,321,224
期首剰余金又は期首欠損金( )	204,700,655	298,815,822
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,583,284	43,425,402
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,583,284	43,425,402
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,317,928	32,832,573
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,317,928	32,832,573
分配金	16,193,035	5,187,037
期末剰余金又は期末欠損金( )	298,815,822	217,142,280

**（3）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2018年5月22日から2019年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 (2018年5月21日現在)	第19期 (2019年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 809,651,773口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 864,506,270口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3691円 (10,000口当たり純資産額) (13,691円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2512円 (10,000口当たり純資産額) (12,512円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)			第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,149,465円	支払金額		1,175,071円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額628,840,334円 (10,000口当たり7,766円77銭)のうち、16,193,035円(10,000口当たり200円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額659,714,907円 (10,000口当たり7,631円09銭)のうち、5,187,037円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	16,222,410円	配当等収益額(費用控除後)	A	5,270,424円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	69,689,933円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	376,617,408円	収益調整金額	C	442,263,798円
分配準備積立金額	D	166,310,583円	分配準備積立金額	D	212,180,685円
分配対象額(A+B+C+D)	E	628,840,334円	分配対象額(A+B+C+D)	E	659,714,907円
期末受益権口数	F	809,651,773口	期末受益権口数	F	864,506,270口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	7,766円 77銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	7,631円 09銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	16,193,035円	分配金額(F×H÷10,000)	I	5,187,037円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第18期 （自 2017年5月23日 至 2018年5月21日）	第19期 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期(自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)

該当事項はございませぬ。

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
期首元本額	765,535,471円	809,651,773円
期中追加設定元本額	133,429,299円	144,869,495円
期中一部解約元本額	89,312,997円	90,014,998円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第18期 (自 2017年5月23日 至 2018年5月21日)	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	103,229,591	77,833,802
合計	103,229,591	77,833,802

## 3. デリバティブ取引関係

第18期(2018年5月21日現在)

該当事項はございませぬ。

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

( 1 ) 株式（2019年5月20日現在）  
該当事項はございません。

( 2 ) 株式以外の有価証券 (2019年5月20日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	342,426,980	432,279,819	
	明治安田日本債券マザーファンド	118,337,251	183,115,062	
	明治安田欧州株式マザーファンド	83,664,651	163,664,790	
	明治安田外国債券マザーファンド	38,756,351	108,149,597	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	59,982,650	161,923,163	
合計		643,167,883	1,049,132,431	

第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 明治安田日本株式マザーファンド

#### （１）貸借対照表

	（2019年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	73,336,175
株式	3,496,401,100
未収入金	3,953,170
未収配当金	38,357,250
<b>流動資産合計</b>	<b>3,612,047,695</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,612,047,695</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	4,479,052
その他未払費用	4,922
<b>流動負債合計</b>	<b>4,483,974</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,483,974</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	2,857,658,144
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	749,905,577
<b>元本等合計</b>	<b>3,607,563,721</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,607,563,721</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,612,047,695</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2019年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）の元本状況	
期首（2018年5月22日）の元本額	2,628,657,293円
対象期間中の追加設定元本額	541,439,728円
対象期間中の一部解約元本額	312,438,877円
2019年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	686,472,399円
明治安田ライフプランファンド20	201,993,587円
明治安田ライフプランファンド50	428,034,622円
明治安田ライフプランファンド70	342,426,980円
明治安田外債日本株ファンド	183,561,664円
楽天資産形成ファンド	971,486,010円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	9,752,611円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	14,422,003円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	19,508,268円
計	2,857,658,144円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2624円
（10,000口当たり純資産額）	(12,624円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2019年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	サカタのタネ	6,200	3,450.00	21,390,000	
	大成建設	11,600	4,445.00	51,562,000	
	熊谷組	3,800	3,000.00	11,400,000	
	大和ハウス工業	16,200	3,221.00	52,180,200	
	アサヒグループホールディングス	9,300	4,775.00	44,407,500	
	日本たばこ産業	22,400	2,548.50	57,086,400	
	グンゼ	6,700	4,690.00	31,423,000	
	レンゴー	54,100	991.00	53,613,100	
	日本曹達	3,600	2,825.00	10,170,000	
	信越化学工業	4,600	9,395.00	43,217,000	
	日本触媒	4,800	6,500.00	31,200,000	
	三井化学	20,100	2,498.00	50,209,800	
	住友ベークライト	2,300	3,970.00	9,131,000	
	花王	12,700	8,988.00	114,147,600	
	協和発酵キリン	18,800	2,043.00	38,408,400	
	中外製薬	2,600	7,230.00	18,798,000	
	エーザイ	7,600	6,394.00	48,594,400	
	大塚ホールディングス	10,300	3,893.00	40,097,900	
	ペプチドリーム	7,600	5,510.00	41,876,000	
	ヘリオス	5,000	1,669.00	8,345,000	
	J X T Gホールディングス	112,500	550.60	61,942,500	
	太平洋セメント	10,300	3,320.00	34,196,000	
	ニチアス	18,300	1,862.00	34,074,600	
	三菱マテリアル	3,100	2,802.00	8,686,200	
	住友金属鉱山	3,700	2,833.00	10,482,100	
	D O W Aホールディングス	2,500	3,375.00	8,437,500	
	S M C	800	37,390.00	29,912,000	
	クボタ	13,700	1,606.50	22,009,050	
	澁谷工業	1,700	3,005.00	5,108,500	
	ダイキン工業	2,900	14,025.00	40,672,500	
	タダノ	19,200	1,078.00	20,697,600	
	セガサミーホールディングス	14,100	1,423.00	20,064,300	
	日本ピラー工業	7,700	1,086.00	8,362,200	
	日立製作所	12,600	3,693.00	46,531,800	
	東芝	5,200	3,600.00	18,720,000	
	日本電産	2,800	14,475.00	40,530,000	
	日本電気	18,700	3,975.00	74,332,500	
	アンリツ	4,400	1,616.00	7,110,400	
	横河電機	15,900	2,077.00	33,024,300	
	アドバンテスト	18,500	2,731.00	50,523,500	
	キーエンス	1,600	64,960.00	103,936,000	
	浜松ホトニクス	8,600	3,955.00	34,013,000	
	村田製作所	15,600	4,644.00	72,446,400	
	東京エレクトロン	2,100	15,715.00	33,001,500	

	いすゞ自動車	46,100	1,231.00	56,749,100	
	トヨタ自動車	25,100	6,527.00	163,827,700	
	豊田合成	10,600	2,067.00	21,910,200	
	島津製作所	11,600	2,772.00	32,155,200	
	オリンパス	84,200	1,314.00	110,638,800	
	任天堂	1,400	38,210.00	53,494,000	
	オカムラ	7,600	1,136.00	8,633,600	
	東北電力	35,600	1,130.00	40,228,000	
	東海旅客鉄道	2,200	22,615.00	49,753,000	
	山九	6,300	5,780.00	36,414,000	
	九州旅客鉄道	16,000	3,425.00	54,800,000	
	商船三井	22,400	2,571.00	57,590,400	
	日本航空	10,200	3,587.00	36,587,400	
	野村総合研究所	9,700	5,560.00	53,932,000	
	日本ユニシス	16,300	3,555.00	57,946,500	
	日本電信電話	16,000	4,959.00	79,344,000	
	ソフトバンクグループ	10,000	10,340.00	103,400,000	
	三井物産	20,200	1,694.00	34,218,800	
	三菱商事	28,000	2,933.00	82,124,000	
	キャノンマーケティングジャパン	9,600	2,312.00	22,195,200	
	セブン&アイ・ホールディングス	14,100	3,761.00	53,030,100	
	良品計画	2,100	20,230.00	42,483,000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	6,200	6,910.00	42,842,000	
	ユニテッドアローズ	4,700	3,740.00	17,578,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	26,700	3,846.00	102,688,200	
	三井住友フィナンシャルグループ	24,300	3,864.00	93,895,200	
	第一生命ホールディングス	11,300	1,588.50	17,950,050	
	東京海上ホールディングス	11,000	5,558.00	61,138,000	
	ヒューリック	35,300	913.00	32,228,900	
	三井不動産	26,800	2,640.00	70,752,000	
	日本M&Aセンター	19,800	2,924.00	57,895,200	
	エムスリー	42,000	2,146.00	90,132,000	
	乃村工藝社	5,900	2,927.00	17,269,300	
	セントラル警備保障	3,900	5,380.00	20,982,000	
	ベネッセホールディングス	9,100	2,585.00	23,523,500	
小計		1,179,100		3,496,401,100	
合計				3,496,401,100	

（２）株式以外の有価証券（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2019年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	4,036,814
金銭信託	13,485,799
株式	2,356,075,018
投資信託受益証券	86,096,374
投資証券	78,562,965
未収配当金	3,971,502
<b>流動資産合計</b>	<b>2,542,228,472</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,542,228,472</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	2,840,000
その他未払費用	986
<b>流動負債合計</b>	<b>2,840,986</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,840,986</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	940,680,538
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,598,706,948
<b>元本等合計</b>	<b>2,539,387,486</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,539,387,486</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,542,228,472</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2019年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年4月23日から2020年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)の元本状況	
期首(2018年5月22日)の元本額	973,313,832円
対象期間中の追加設定元本額	120,650,991円
対象期間中の一部解約元本額	153,284,285円
2019年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	228,320,592円
明治安田ライフプランファンド20	15,720,936円
明治安田ライフプランファンド50	67,233,706円
明治安田ライフプランファンド70	59,982,650円
フコク株25大河	40,107,317円
フコク株50大河	90,416,671円
フコク株75大河	120,098,042円
楽天資産形成ファンド	298,345,389円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	11,355,768円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	796,792円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	2,383,071円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,627,239円
大河25VA 適格機関投資家専用	352,341円
大河50VA 適格機関投資家専用	671,747円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,268,277円
計	940,680,538円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6995円
(10,000口当たり純資産額)	(26,995円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2019年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	380	1,869.00	710,220.00	
	ABBOTT LABORATORIES	1,140	75.97	86,605.80	
	AES CORP	4,230	16.34	69,118.20	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	600	134.32	80,592.00	
	ADOBE INC	430	279.85	120,335.50	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	500	209.92	104,960.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	460	169.95	78,177.00	
	AMGEN INC	590	169.91	100,246.90	
	AMERICAN EXPRESS CO	680	119.07	80,967.60	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	400	85.85	34,340.00	
	AFLAC INC	680	52.18	35,482.40	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	700	52.37	36,659.00	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	640	130.90	83,776.00	
	APACHE CORP	1,900	30.41	57,779.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	5,210	43.54	226,843.40	
	APPLE INC	4,070	189.00	769,230.00	
	APPLIED MATERIALS INC	1,490	42.70	63,623.00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,560	40.68	63,460.80	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	370	161.72	59,836.40	
	AVERY DENNISON CORP	500	101.66	50,830.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,550	203.27	315,068.50	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	830	75.98	63,063.40	
	BECTON DICKINSON AND CO	110	228.36	25,119.60	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,610	58.09	209,704.90	
	BEST BUY CO INC	1,070	68.93	73,755.10	
	H&R BLOCK INC	580	27.02	15,671.60	
	BOEING CO/THE	530	355.02	188,160.60	
	ROBERT HALF INTL INC	1,110	56.00	62,160.00	
	BORGWARNER INC	1,650	36.26	59,829.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	410	37.32	15,301.20	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	890	82.22	73,175.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,750	46.85	128,837.50	
	ONEOK INC	1,160	68.17	79,077.20	
	SEMPRA ENERGY	770	130.45	100,446.50	
	FEDEX CORP	170	169.92	28,886.40	
	VERISIGN INC	100	195.30	19,530.00	
	CSX CORP	160	78.40	12,544.00	
	CABOT OIL & GAS CORP	2,880	26.17	75,369.60	
	CATERPILLAR INC	270	122.76	33,145.20	
	CELGENE CORP	1,390	95.42	132,633.80	
	CITRIX SYSTEMS INC	800	95.80	76,640.00	
	CERNER CORP	860	68.48	58,892.80	



JPMORGAN CHASE & CO	3,490	110.77	386,587.30
CHURCH & DWIGHT CO INC	270	73.88	19,947.60
CINTAS CORP	160	223.42	35,747.20
CISCO SYSTEMS INC	4,620	56.35	260,337.00
COCA-COLA CO/THE	2,280	49.20	112,176.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	200	71.97	14,394.00
CMS ENERGY CORP	1,330	56.46	75,091.80
CUMMINS INC	430	159.24	68,473.20
DR HORTON INC	570	44.54	25,387.80
DANAHER CORP	290	131.10	38,019.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	560	59.44	33,286.40
TARGET CORP	1,240	70.89	87,903.60
MORGAN STANLEY	1,600	43.88	70,208.00
REPUBLIC SERVICES INC	750	84.83	63,622.50
WALT DISNEY CO/THE	1,500	135.04	202,560.00
DOVER CORP	340	94.45	32,113.00
OMNICOM GROUP	490	79.51	38,959.90
DARDEN RESTAURANTS INC	670	119.86	80,306.20
BANK OF AMERICA CORP	8,620	28.40	244,808.00
CITIGROUP INC	2,280	65.07	148,359.60
E*TRADE FINANCIAL CORP	1,360	47.96	65,225.60
ECOLAB INC	60	181.53	10,891.80
SALESFORCE.COM INC	400	154.57	61,828.00
EMERSON ELECTRIC CO	1,340	64.82	86,858.80
EOG RESOURCES INC	1,050	93.02	97,671.00
EXXON MOBIL CORP	3,860	75.91	293,012.60
NEXTERA ENERGY INC	710	198.98	141,275.80
GAP INC/THE	1,180	22.28	26,290.40
GENERAL DYNAMICS CORP	220	166.37	36,601.40
GILEAD SCIENCES INC	1,330	66.36	88,258.80
MCKESSON CORP	640	125.00	80,000.00
NVIDIA CORP	350	156.53	54,785.50
GENERAL ELECTRIC CO	2,350	10.00	23,500.00
WW GRAINGER INC	140	267.10	37,394.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	140	197.43	27,640.20
HELMERICH & PAYNE	1,230	55.48	68,240.40
HERSHEY CO/THE	420	128.90	54,138.00
F5 NETWORKS INC	160	140.22	22,435.20
UNUM GROUP	1,720	34.79	59,838.80
HOME DEPOT INC	1,080	192.58	207,986.40
HUMANA INC	230	247.82	56,998.60
BIOGEN INC	470	229.28	107,761.60
INTUIT INC	370	245.45	90,816.50
INTEL CORP	5,240	44.89	235,223.60
JOHNSON & JOHNSON	2,210	138.61	306,328.10
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	300	53.58	16,074.00
KLA-TENCOR CORPORATION	760	108.60	82,536.00

	KIMBERLY-CLARK CORP	730	128.93	94,118.90	
	BLACKROCK INC	30	441.56	13,246.80	
	KOHL'S CORP	1,100	63.60	69,960.00	
	LAM RESEARCH CORP	460	194.16	89,313.60	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	140	96.84	13,557.60	
	ELI LILLY & CO	600	116.01	69,606.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,160	99.40	115,304.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	430	337.99	145,335.70	
	CARNIVAL CORP	1,560	53.68	83,740.80	
	LOWE'S COS INC	790	109.02	86,125.80	
	DOMINION ENERGY INC	1,240	75.60	93,744.00	
	MCDONALD'S CORP	510	199.22	101,602.20	
	METLIFE INC	2,250	47.33	106,492.50	
	CVS HEALTH CORPORATION	590	52.88	31,199.20	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	310	164.41	50,967.10	
	MICROSOFT CORP	7,490	128.07	959,244.30	
	MICRON TECHNOLOGY INC	910	36.06	32,814.60	
	3M CO	780	169.09	131,890.20	
	XCEL ENERGY INC	750	58.21	43,657.50	
	NETAPP INC	1,170	69.09	80,835.30	
	NIKE INC -CL B	670	84.57	56,661.90	
	NORDSTROM INC	1,500	37.09	55,635.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	140	203.52	28,492.80	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	140	306.69	42,936.60	
	WELLS FARGO & CO	4,900	45.70	223,930.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	850	90.54	76,959.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,610	52.76	84,943.60	
	ORACLE CORP	2,970	54.50	161,865.00	
	PACCAR INC	1,000	69.24	69,240.00	
	PPL CORPORATION	2,210	29.79	65,835.90	
	PEPSICO INC	960	130.51	125,289.60	
	PFIZER INC	4,350	41.47	180,394.50	
	CONOCOPHILLIPS	1,350	62.10	83,835.00	
	ALTRIA GROUP INC	2,500	52.35	130,875.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	120	130.22	15,626.40	
	COSTCO WHOLESALE CORP	260	248.35	64,571.00	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,600	107.45	279,370.00	
	QUALCOMM INC	640	81.50	52,160.00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	210	304.94	64,037.40	
	US BANCORP	730	51.56	37,638.80	
	ROSS STORES INC	790	97.20	76,788.00	
	ROLLINS INC	500	36.88	18,440.00	
	RAYTHEON COMPANY	580	177.07	102,700.60	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	160	145.65	23,304.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	540	147.49	79,644.60	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	700	118.73	83,111.00	
	MERCK & CO. INC.	2,300	78.72	181,056.00	

SCHWAB (CHARLES) CORP	1,980	43.21	85,555.80
AMERISOURCEBERGEN CORP	890	77.73	69,179.70
CENTENE CORP	1,570	56.04	87,982.80
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	890	98.81	87,940.90
EDISON INTERNATIONAL	680	59.96	40,772.80
AT&T INC	6,970	31.80	221,646.00
CHEVRON CORP	2,090	120.52	251,886.80
STARBUCKS CORP	1,720	78.91	135,725.20
STRYKER CORP	260	184.14	47,876.40
NETFLIX INC	250	354.45	88,612.50
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,300	106.79	138,827.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	200	261.73	52,346.00
TYSON FOODS INC-CL A	1,250	82.49	103,112.50
UNION PACIFIC CORP	690	174.62	120,487.80
UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,000	133.75	133,750.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,090	241.38	263,104.20
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	460	121.88	56,064.80
VF CORP	950	90.80	86,260.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	270	168.73	45,557.10
WALMART INC	950	100.86	95,817.00
WASTE MANAGEMENT INC	630	108.13	68,121.90
JM SMUCKER CO/THE	550	126.90	69,795.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	920	70.41	64,777.20
CME GROUP INC	100	183.85	18,385.00
WILLIAMS COS INC	2,690	27.50	73,975.00
ALLIANT ENERGY CORP	1,280	48.10	61,568.00
TJX COMPANIES INC	2,230	53.04	118,279.20
WELLCARE HEALTH PLANS INC	270	274.70	74,169.00
REGIONS FINANCIAL CORP	4,990	14.40	71,856.00
CELANESE CORP-SERIES A	650	101.64	66,066.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,190	42.47	50,539.30
AMERIPRISE FINANCIAL INC	250	143.79	35,947.50
MASTERCARD INC - A	1,040	252.55	262,652.00
WESTERN UNION CO	790	19.32	15,262.80
DELTA AIR LINES INC	1,010	54.89	55,438.90
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,040	77.29	80,381.60
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,000	46.08	46,080.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,580	86.81	137,159.80
VISA INC-CLASS A SHARES	1,810	164.09	297,002.90
AMERICAN WATER WORKS CO INC	560	112.04	62,742.40
DISCOVERY INC-C	590	26.22	15,469.80
KINDER MORGAN INC	3,030	20.21	61,236.30
LYONDELLBASELL INDU-CL A	960	80.15	76,944.00
PVH CORP	330	108.71	35,874.30
GARMIN LTD	140	78.14	10,939.60
ACCENTURE PLC-CL A	890	178.33	158,713.70
HCA HEALTHCARE INC	360	123.51	44,463.60

	RALPH LAUREN CORP	450	112.51	50,629.50	
	SEAGATE TECHNOLOGY	1,340	45.22	60,594.80	
	FORTINET INC	250	82.62	20,655.00	
	AON PLC	210	180.54	37,913.40	
	GENERAL MOTORS CO	1,610	37.00	59,570.00	
	CBRE GROUP INC	1,300	47.30	61,490.00	
	FACEBOOK INC-A	1,950	185.30	361,335.00	
	DUKE ENERGY CORP	240	87.20	20,928.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,480	52.23	77,300.40	
	EATON CORP PLC	1,170	78.75	92,137.50	
	ABBVIE INC	910	79.46	72,308.60	
	NEWS CORP-CLASS A	4,710	11.41	53,741.10	
	BOOKING HOLDINGS INC	20	1,787.29	35,745.80	
	BROADCOM INC	510	289.89	147,843.90	
	TAPESTRY INC	1,810	30.78	55,711.80	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,020	81.22	82,844.40	
	CIGNA CORP	440	154.86	68,138.40	
	SYNCHRONY FINANCIAL	2,460	34.91	85,878.60	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	820	34.76	28,503.20	
	ANTHEM INC	450	265.07	119,281.50	
	MEDTRONIC PLC	1,310	87.73	114,926.30	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	1,750	52.27	91,472.50	
	ALLERGAN PLC	370	140.20	51,874.00	
	DOWDUPONT INC	790	30.97	24,466.30	
	ALPHABET INC-CL A	290	1,168.78	338,946.20	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	1,340	14.62	19,590.80	
	PAYPAL HOLDINGS INC	710	112.80	80,088.00	
	ALPHABET INC-CL C	310	1,162.30	360,313.00	
	L3 TECHNOLOGIES INC	150	237.44	35,616.00	
	LINDE PLC	680	189.00	128,520.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	220	386.41	85,010.20	
		256,880		21,385,813.00	
小計				(2,356,075,018)	
合計				2,356,075,018	
				(2,356,075,018)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式214銘柄	92.8%	93.5%

(2) 株式以外の有価証券

(2019年5月20日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	2,734	285.84	781,486.56	
小計		2,734		781,486.56	
				(86,096,374)	
投資信託受益証券計				86,096,374	
				(86,096,374)	
投資証券					
米ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	130	203.14	26,408.20	
	HCP INC	1,910	31.61	60,375.10	
	KIMCO REALTY CORP	3,250	18.09	58,792.50	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	3,990	19.18	76,528.20	
	REALTY INCOME CORP	380	69.27	26,322.60	
	REGENCY CENTERS CORP	970	66.96	64,951.20	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	480	174.46	83,740.80	
	PUBLIC STORAGE	390	230.12	89,746.80	
	VENTAS INC	430	64.97	27,937.10	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	280	117.98	33,034.40	
	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	90	202.43	18,218.70	
	CROWN CASTLE INTL CORP	470	127.25	59,807.50	
	WELLTOWER INC	1,090	80.04	87,243.60	
小計		13,860		713,106.70	
				(78,562,965)	
投資証券計				78,562,965	
				(78,562,965)	
合計				164,659,339	
				(164,659,339)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	3.4%	3.4%
	投資証券13銘柄	3.1%	3.1%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田欧州株式マザーファンド

## (1) 貸借対照表

	(2019年5月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	81,345,149
金銭信託	32,044,400
株式	2,073,612,710
未収入金	5,823,428
未収配当金	8,949,492
<b>流動資産合計</b>	<b>2,201,775,179</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,201,775,179</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	16,014,942
未払解約金	220,000
その他未払費用	2,043
<b>流動負債合計</b>	<b>16,236,985</b>
<b>負債合計</b>	<b>16,236,985</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	1,117,209,915
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	1,068,328,279
<b>元本等合計</b>	<b>2,185,538,194</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,185,538,194</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,201,775,179</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2019年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。</p>



(その他の注記)

(2019年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)の元本状況	
期首(2018年5月22日)の元本額	1,271,516,041円
対象期間中の追加設定元本額	185,447,964円
対象期間中の一部解約元本額	339,754,090円
2019年5月20日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	361,229,585円
明治安田欧州株式ファンド	159,623,634円
明治安田ライフプランファンド20	21,929,392円
明治安田ライフプランファンド50	93,130,859円
明治安田ライフプランファンド70	83,664,651円
フコク株25大河	37,036,470円
フコク株50大河	83,486,497円
フコク株75大河	110,881,970円
楽天資産形成ファンド	146,459,827円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,297,728円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	1,104,633円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,276,745円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	4,986,619円
大河25VA 適格機関投資家専用	323,068円
大河50VA 適格機関投資家専用	615,391円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,162,846円
計	1,117,209,915円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9562円
(10,000口当たり純資産額)	(19,562円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2019年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリスポンド	DIAGEO PLC	13,628	33.48	456,265.44	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	9,941	29.575	294,005.07	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,451	25.71	268,695.21	
	PRUDENTIAL PLC	31,865	16.65	530,552.25	
	ST JAMES'S PLACE PLC	13,832	11.28	156,024.96	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	161,775	0.6034	97,615.03	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	28,953	15.55	450,219.15	
	BARCLAYS PLC	292,242	1.5874	463,904.95	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	28,146	25.415	715,330.59	
	ANGLO AMERICAN PLC	15,985	19.644	314,009.34	
	RELX PLC	10,793	18.07	195,029.51	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	78,579	2.276	178,845.80	
	BHP GROUP PLC	12,519	17.948	224,691.01	
	VODAFONE GROUP PLC	98,617	1.2428	122,561.20	
	FERGUSON PLC	6,856	54.20	371,595.20	
	INFORMA PLC	35,358	7.738	273,600.20	
ASCENTIAL PLC	52,238	3.822	199,653.63		
小計		901,778		5,312,598.54	
				(745,676,331)	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,781	326.10	580,784.10	
	NOVARTIS AG-REG	7,817	84.10	657,409.70	
	ABB LTD-REG	16,011	19.38	310,293.18	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,262	266.15	602,031.30	
	NESTLE SA-REG	8,197	100.04	820,027.88	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	16,725	12.04	201,369.00	
	ALCON INC	1,362	62.00	84,444.00	
小計		54,155		3,256,359.16	
				(354,747,766)	
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	11,317	144.00	1,629,648.00	
小計		11,317		1,629,648.00	
				(18,626,876)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	17,650	155.95	2,752,517.50	
小計		17,650		2,752,517.50	
				(34,516,569)	
デンマーククローネ	ORSTED A/S	3,016	522.40	1,575,558.40	
小計		3,016		1,575,558.40	
				(25,949,446)	
ユーロ	DEUTSCHE POST AG-REG	9,391	28.07	263,605.37	

	SAP SE	5,253	114.60	601,993.80	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	3,653	147.14	537,502.42	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	10,494	17.974	188,619.15	
	DEUTSCHE WOHNEN SE	8,312	42.28	351,431.36	
	BRENNTAG AG	4,934	45.25	223,263.50	
	LEG IMMOBILIEN AG	4,017	110.95	445,686.15	
	HELLA GMBH & CO KGAA	3,036	44.76	135,891.36	
	L'OREAL	1,313	243.60	319,846.80	
	THALES SA	3,076	101.90	313,444.40	
	VIVENDI	15,049	24.90	374,720.10	
	SANOFI	4,541	75.23	341,619.43	
	AXA SA	12,053	22.605	272,458.06	
	ESSILORLUXOTTICA	2,828	109.95	310,938.60	
	BNP PARIBAS	3,822	45.375	173,423.25	
	TOTAL SA	9,098	49.17	447,348.66	
	VINCI SA	2,584	89.48	231,216.32	
	WORLDLINE SA	3,902	51.50	200,953.00	
	WOLTERS KLUWER	8,556	61.24	523,969.44	
	UNILEVER NV-CVA	13,413	54.32	728,594.16	
	AIB GROUP PLC	32,530	3.994	129,924.82	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	10,869	14.205	154,394.14	
小計		172,724		7,270,844.29	
				(894,095,722)	
合計				2,073,612,710	
				(2,073,612,710)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式17銘柄	34.1%	36.0%
スイスフラン	株式7銘柄	16.2%	17.1%
スウェーデンクローナ	株式1銘柄	0.9%	0.9%
ノルウェークローネ	株式1銘柄	1.6%	1.7%
デンマーククローネ	株式1銘柄	1.2%	1.2%
ユーロ	株式22銘柄	40.9%	43.1%

(2) 株式以外の有価証券(2019年5月20日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本債券マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2019年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	131,453,293
国債証券	4,114,685,580
特殊債券	100,315,000
社債券	3,130,020,600
未収入金	101,100,650
未収利息	20,236,169
前払費用	1,759,842
<b>流動資産合計</b>	<b>7,599,571,134</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,599,571,134</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	100,000,000
未払解約金	64,990,000
その他未払費用	5,978
<b>流動負債合計</b>	<b>164,995,978</b>
<b>負債合計</b>	<b>164,995,978</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	4,804,420,371
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	2,630,154,785
<b>元本等合計</b>	<b>7,434,575,156</b>
<b>純資産合計</b>	<b>7,434,575,156</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,599,571,134</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2019年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)の元本状況	
期首(2018年5月22日)の元本額	4,789,121,092円
対象期間中の追加設定元本額	1,132,286,721円
対象期間中の一部解約元本額	1,116,987,442円
2019年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	2,505,055,878円
明治安田ライフプランファンド20	688,551,727円
明治安田ライフプランファンド50	374,584,243円
明治安田ライフプランファンド70	118,337,251円
楽天資産形成ファンド	1,059,860,532円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	3,594,290円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	34,397,365円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	13,022,214円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	7,016,871円
計	4,804,420,371円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5474円
(10,000口当たり純資産額)	(15,474円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(2019年5月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第399回利付国債2年	27,000,000	27,130,950	
	第399回利付国債2年	61,000,000	61,295,850	
	第400回利付国債2年	84,000,000	84,425,880	
	第400回利付国債2年	82,000,000	82,415,740	
	第1回利付国債40年	7,000,000	10,510,150	
	第3回利付国債40年	15,000,000	22,017,450	
	第4回利付国債40年	25,000,000	36,975,000	
	第5回利付国債40年	22,000,000	31,483,760	
	第6回利付国債40年	8,000,000	11,289,760	
	第11回利付国債40年	31,000,000	33,214,020	
	第11回利付国債40年	53,000,000	56,785,260	
	第11回利付国債40年	19,000,000	20,356,980	
	第11回利付国債40年	52,000,000	55,713,840	
	第353回利付国債10年	88,000,000	89,400,080	
	第354回利付国債10年	223,000,000	226,302,630	
	第24回利付国債30年	49,000,000	67,428,900	
	第27回利付国債30年	15,000,000	20,843,400	
	第28回利付国債30年	18,000,000	25,125,120	
	第29回利付国債30年	49,000,000	67,742,010	
	第32回利付国債30年	63,000,000	87,019,380	
	第34回利付国債30年	90,000,000	123,516,000	
	第37回利付国債30年	200,000,000	264,874,000	
	第43回利付国債30年	55,000,000	71,055,050	
	第46回利付国債30年	165,000,000	206,043,750	
	第49回利付国債30年	81,000,000	99,387,810	
	第57回利付国債30年	70,000,000	75,157,600	
	第59回利付国債30年	10,000,000	10,467,900	
	第59回利付国債30年	10,000,000	10,467,900	
	第61回利付国債30年	21,000,000	21,941,010	
	第61回利付国債30年	66,000,000	68,957,460	
	第61回利付国債30年	46,000,000	48,061,260	
	第62回利付国債30年	83,000,000	82,146,760	
	第121回利付国債20年	96,000,000	116,474,880	
	第130回利付国債20年	81,000,000	98,316,180	
	第133回利付国債20年	156,000,000	189,781,800	
	第145回利付国債20年	63,000,000	76,730,850	
	第146回利付国債20年	111,000,000	135,427,770	
	第149回利付国債20年	290,000,000	346,970,500	
	第152回利付国債20年	122,000,000	140,827,040	
	第153回利付国債20年	149,000,000	174,400,030	
	第153回利付国債20年	48,000,000	56,182,560	

	第157回利付国債20年	85,000,000	84,096,450	
	第159回利付国債20年	79,000,000	83,235,980	
	第164回利付国債20年	80,000,000	82,484,000	
	第165回利付国債20年	92,000,000	94,722,280	
	第167回利付国債20年	16,000,000	16,424,800	
	第167回利付国債20年	58,000,000	59,539,900	
	第167回利付国債20年	58,000,000	59,539,900	
	2019第8回インドネシア共和国円貨債券	100,000,000	99,978,000	
国債証券計		3,572,000,000	4,114,685,580	
特殊債券	第144回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,315,000	
特殊債券計		100,000,000	100,315,000	
社債券	2017第1回バンク・サタンデル・エセ・ アー円貨社債(TLAC)	100,000,000	100,068,000	
	第8回ケーティ円貨社債	100,000,000	100,046,000	
	アブラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	104,307,600	
	第17回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	99,631,000	
	第1回積水ハウス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,116,900	
	太陽生命保険株式会社第5回A号劣後債	100,000,000	100,088,800	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	200,000,000	200,528,800	
	第1回楽天無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	205,003,000	
	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化劣後債	100,000,000	100,805,100	
	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	202,025,200	
	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	100,000,000	100,650,500	
	第18回三菱UFJフィナンシャル・グループ無 担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,903,700	
	第11回三井住友トラスト・ホールディングス無 担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,836,700	
	第6回みずほフィナンシャルグループ無担保永久 社債(劣後特約付)	200,000,000	201,524,600	
	第14回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100,282,000	
	第16回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100,019,000	
	第9回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,897,000	
	第17回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,798,000	
	第1回MS&ADインシュアランスグループHD 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,404,000	
	三井住友海上火災保険第3回劣後債	100,000,000	101,140,100	
	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	200,000,000	202,244,400	
	第35回相鉄ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,924,000	
	第18回光通信無担保社債	100,000,000	103,387,000	
	第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	204,336,000	
	アブラック生命保険第1回劣後債	100,000,000	100,053,200	
社債券計		3,100,000,000	3,130,020,600	
合計			7,345,021,180	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。



（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2019年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	33,216,780
金銭信託	5,299,678
国債証券	1,283,080,103
特殊債券	23,442,406
社債券	54,781,718
未収利息	9,363,249
前払費用	390,050
<b>流動資産合計</b>	<b>1,409,573,984</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,409,573,984</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	940,000
その他未払費用	555
<b>流動負債合計</b>	<b>940,555</b>
<b>負債合計</b>	<b>940,555</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	504,796,348
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	903,837,081
<b>元本等合計</b>	<b>1,408,633,429</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,408,633,429</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,409,573,984</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2019年5月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年3月12日から2020年3月10日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)の元本状況	
期首(2018年5月22日)の元本額	542,369,010円
対象期間中の追加設定元本額	32,388,025円
対象期間中の一部解約元本額	69,960,687円
2019年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	46,010,074円
明治安田ライフプランファンド20	92,729,487円
明治安田ライフプランファンド50	97,638,491円
明治安田ライフプランファンド70	38,756,351円
フコク株25大河	32,009,250円
フコク株50大河	48,443,139円
明治安田外債日本株ファンド	127,490,186円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	10,886,957円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	4,571,061円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,361,376円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,273,210円
大河25VA 適格機関投資家専用	276,014円
大河50VA 適格機関投資家専用	350,752円
計	504,796,348円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7905円
(10,000口当たり純資産額)	(27,905円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（2019年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 1.625%	50,000	49,750.00	
	US TREASURY N/B 1.625%	130,000	129,350.00	
	US TREASURY N/B 1.5%	93,000	92,040.93	
	US TREASURY N/B 1.75%	100,000	99,171.87	
	US TREASURY N/B 1.25%	150,000	147,339.84	
	US TREASURY N/B 2.125%	304,000	303,525.00	
	US TREASURY N/B 2%	160,000	159,350.00	
	US TREASURY N/B 1.875%	225,000	223,154.29	
	US TREASURY N/B 1.875%	315,000	312,243.75	
	US TREASURY N/B 1.75%	58,000	57,243.28	
	US TREASURY N/B 2%	160,000	159,125.00	
	TSY INFL IX N/B 0.125%	310,000	336,222.39	
	TSY INFL IX N/B 0.125%	380,000	412,143.58	
	US TREASURY N/B 1.5%	155,000	151,233.98	
	US TREASURY N/B 2.75%	150,000	153,410.15	
	US TREASURY N/B 1.375%	200,000	193,281.25	
	US TREASURY N/B 2.5%	271,000	274,810.93	
	TSY INFL IX N/B 0.375%	100,000	106,572.94	
	US TREASURY N/B 1.625%	258,000	247,417.97	
	US TREASURY N/B 2.375%	160,000	160,550.00	
	US TREASURY N/B 2.625%	150,000	152,941.40	
	US TREASURY N/B 1.75%	90,000	88,959.37	
	US TREASURY N/B 1.75%	480,000	472,125.00	
	US TREASURY N/B 4.5%	50,000	63,207.03	
	US TREASURY N/B 3.5%	20,000	22,625.00	
	US TREASURY N/B 3.125%	130,000	138,185.93	
	US TREASURY N/B 2.75%	30,000	29,868.75	
	US TREASURY N/B 2.875%	170,000	172,496.87	
	US TREASURY N/B 3%	46,000	47,635.15	
	US TREASURY N/B 2.5%	255,000	240,317.57	
	TSY INFL IX N/B 0.75%	120,000	122,966.15	
	US TREASURY N/B 2.5%	115,000	108,126.95	
	US TREASURY N/B 2.25%	150,000	133,687.50	
	US TREASURY N/B 2.25%	40,000	35,650.00	
	US TREASURY N/B 2.75%	105,000	103,449.60	
小計		5,680,000	5,700,179.42	
			(627,988,766)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 3.5%	125,000	127,252.50	
	CANADA-GOV'T 1.5%	95,000	94,148.80	

	CANADA-GOV'T 4%	74,000	101,386.66	
小計		294,000	322,787.96	
			(26,462,156)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	39,000	42,443.70	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	20,000	22,808.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	68,000	77,934.80	
小計		127,000	143,186.50	
			(10,902,220)	
イギリスポンド	TREASURY 1.75%	80,000	80,144.00	
	TREASURY 1.5%	49,000	49,656.60	
	TREASURY 0.5%	70,000	69,552.00	
	TREASURY 4.25%	25,000	31,827.50	
	TREASURY 4.5%	40,000	57,270.00	
	TREASURY 3.5%	82,000	114,746.70	
	UK TSY GILT 1.5%	100,000	97,960.00	
	UK TSY GILT 1.5%	50,000	48,980.00	
	TREASURY 3.75%	30,000	47,191.50	
小計		526,000	597,328.30	
			(83,841,000)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.25%	125,000	125,737.50	
小計		125,000	125,737.50	
			(10,067,801)	
マレーシアリングgit	MALAYSIAN GOV'T 3.418%	275,000	274,246.45	
小計		275,000	274,246.45	
			(7,234,621)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 2.5%	400,000	466,116.00	
小計		400,000	466,116.00	
			(5,327,705)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.5%	150,000	149,910.00	
小計		150,000	149,910.00	
			(1,879,871)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 3%	840,000	916,608.00	
	DENMARK - BULLET 1.75%	110,000	125,257.00	
小計		950,000	1,041,865.00	
			(17,159,516)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 5.75%	2,160,000	1,907,717.61	
	MEXICAN BONOS 7.5%	2,000,000	1,927,000.00	
	MEXICAN BONOS 7.5%	2,000,000	1,927,000.00	
小計		6,160,000	5,761,717.61	
			(33,187,493)	

ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.5%	230,000	227,930.00	
小計		230,000	227,930.00	
			(6,514,239)	
ユーロ	BUNDESUBL-176 0%	45,000	45,997.20	
	DEUTSCHLAND REP 1%	22,000	23,995.40	
	DEUTSCHLAND REP 2%	20,000	21,415.00	
	DEUTSCHLAND REP 0.5%	25,000	26,416.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	55,000	80,130.05	
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	12,000	18,090.00	
	BTPS I/L 0.1%	90,000	92,425.37	
	BTPS 0.95%	103,000	101,207.80	
	BTPS 3.75%	370,000	391,004.90	
	BTPS 5.5%	40,000	45,372.00	
	BTPS 3.75%	94,000	102,723.20	
	BTPS 2.5%	75,000	77,392.50	
	BTPS 4.75%	208,000	248,705.60	
	BTPS 4%	61,000	68,112.60	
	BTPS I/L 2.55%	50,000	57,582.40	
	BTPS 3.25%	80,000	78,600.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	164,000	198,144.80	
	FRANCE O.A.T. 3.5%	299,000	372,404.50	
	FRANCE O.A.T. 2.75%	145,000	177,204.50	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	40,000	67,200.00	
	FRANCE O.A.T. 1.75%	60,000	68,742.00	
	FRANCE O.A.T. I/L 1.8%	36,000	61,128.49	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	100,000	147,180.00	
	SPANISH GOV'T 2.15%	170,000	188,938.00	
	SPANISH GOV'T 1.95%	31,000	34,306.15	
	SPANISH GOV'T 5.5%	110,000	122,414.60	
	SPANISH GOV'T 1.5%	44,000	47,146.00	
	SPANISH GOV'T 1.85%	35,000	36,774.50	
	SPANISH GOV'T 4.2%	26,000	36,907.00	
	SPANISH GOV'T 5.15%	42,000	69,442.80	
	SPANISH GOV'T 3.45%	30,000	39,201.00	
	BELGIAN 0321 4.25%	95,000	105,792.00	
	BELGIAN 0.8%	50,000	52,155.00	
	BELGIAN 0326 4%	70,000	99,155.00	
	BELGIAN 0340 2.15%	18,000	20,734.20	
	REP OF AUSTRIA 3.4%	40,000	45,484.00	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	60,000	95,160.00	
	FINNISH GOV'T 2%	52,000	58,060.60	
	FINNISH GOV'T 2.625%	6,000	8,493.00	
	IRISH GOVT 3.9%	20,000	23,254.00	
	IRISH GOVT 2%	22,000	25,286.80	
小計		3,115,000	3,679,878.96	

			(452,514,715)	
国債証券計			1,283,080,103	
			(1,283,080,103)	
特殊債券				
オーストラリアドル	RENTENBANK 5.5%	110,000	113,405.60	
小計		110,000	113,405.60	
			(8,634,702)	
ニュージーランドドル	INT BK RECON&DEV 3.5%	200,000	205,634.00	
小計		200,000	205,634.00	
			(14,807,704)	
特殊債券計			23,442,406	
			(23,442,406)	
社債券				
米ドル	GEN ELEC CAP CRP 6%	80,000	80,461.60	
	JPMORGAN CHASE 3.2%	30,000	30,329.46	
	HSBC HOLDINGS 4%	100,000	102,870.00	
小計		210,000	213,661.06	
			(23,539,038)	
ユーロ	GOLDMAN SACHS GP 2%	30,000	31,828.50	
	GOLDMAN SACHS GP 2%	50,000	52,215.00	
	COM BK AUSTRALIA 4.375%	100,000	103,490.00	
	RABOBANK 4%	60,000	66,534.00	
小計		240,000	254,067.50	
			(31,242,680)	
社債券計			54,781,718	
			(54,781,718)	
合計			1,361,304,227	
			(1,361,304,227)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券32銘柄	44.6%	46.1%
	社債券 3 銘柄	1.7%	1.7%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	1.9%	2.0%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	0.8%	0.8%
	特殊債券 1 銘柄	0.6%	0.6%
イギリスポンド	国債証券 8 銘柄	5.9%	6.2%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	0.7%	0.7%
マレーシアリングgit	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.5%
ニュージーランドドル	特殊債券 1 銘柄	1.0%	1.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.1%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	1.2%	1.3%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	2.4%	2.4%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券41銘柄	32.1%	33.3%
	社債券 4 銘柄	2.2%	2.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。



**【中間財務諸表】**

( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【明治安田ライフプランファンド20】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	66,409,203	61,373,222
親投資信託受益証券	1,664,560,221	1,695,156,345
未収入金	-	730,000
流動資産合計	1,730,969,424	1,757,259,567
資産合計		
	1,730,969,424	1,757,259,567
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,599,584	-
未払解約金	47,507	1,556,664
未払受託者報酬	454,481	465,754
未払委託者報酬	7,726,185	7,663,563
その他未払費用	39,677	40,674
流動負債合計	14,867,434	9,726,655
負債合計		
	14,867,434	9,726,655
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,319,916,924	1,304,922,944
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	396,185,066	442,609,968
(分配準備積立金)	184,700,395	159,968,541
元本等合計	1,716,101,990	1,747,532,912
純資産合計		
	1,716,101,990	1,747,532,912
負債純資産合計		
	1,730,969,424	1,757,259,567

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	39,769,679	58,706,124
営業収益合計	39,769,679	58,706,124
営業費用		
受託者報酬	458,859	465,754
委託者報酬	7,800,687	7,663,563
その他費用	66,717	68,004
営業費用合計	8,326,263	8,197,321
営業利益又は営業損失( )	48,095,942	50,508,803
経常利益又は経常損失( )	48,095,942	50,508,803
中間純利益又は中間純損失( )	48,095,942	50,508,803
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	922,749	3,098,747
期首剰余金又は期首欠損金( )	413,752,292	396,185,066
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,324,999	55,033,405
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,324,999	55,033,405
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,840,062	56,018,559
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,840,062	56,018,559
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	380,064,036	442,609,968

**（３）【中間注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2019年5月21日から2019年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,319,916,924口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,304,922,944口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3392円 (10,000口当たり純資産額) (13,392円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 520,586円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 145,222円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期計算期間 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第19期計算期間 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
期首元本額	1,253,359,841円	1,319,916,924円
期中追加設定元本額	213,096,140円	171,171,733円
期中一部解約元本額	146,539,057円	186,165,713円

## 2. デリバティブ取引関係

第19期計算期間末（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

第20期中間計算期間末（2019年11月20日現在）

該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド50】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	74,335,173	70,100,725
親投資信託受益証券	1,756,122,747	1,855,432,229
未収入金	4,950,000	720,000
流動資産合計	1,835,407,920	1,926,252,954
資産合計	1,835,407,920	1,926,252,954
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,355,038	-
未払解約金	5,202,290	2,079,022
未払受託者報酬	669,261	701,768
未払委託者報酬	10,612,490	10,854,440
その他未払費用	60,993	63,998
流動負債合計	24,900,072	13,699,228
負債合計	24,900,072	13,699,228
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,392,506,438	1,404,579,460
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	418,001,410	507,974,266
(分配準備積立金)	351,552,524	334,252,810
元本等合計	1,810,507,848	1,912,553,726
純資産合計	1,810,507,848	1,912,553,726
負債純資産合計	1,835,407,920	1,926,252,954

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	100,845,383	97,699,482
営業収益合計	100,845,383	97,699,482
営業費用		
受託者報酬	703,960	701,768
委託者報酬	11,162,707	10,854,440
その他費用	93,928	93,485
営業費用合計	11,960,595	11,649,693
営業利益又は営業損失( )	112,805,978	86,049,789
経常利益又は経常損失( )	112,805,978	86,049,789
中間純利益又は中間純損失( )	112,805,978	86,049,789
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,085,146	641,168
期首剰余金又は期首欠損金( )	515,914,948	418,001,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,067,296	25,758,636
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,067,296	25,758,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,770,235	21,194,401
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,770,235	21,194,401
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	414,491,177	507,974,266

**（３）【中間注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2019年5月21日から2019年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,392,506,438口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,404,579,460口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3617円 (10,000口当たり純資産額) (13,617円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 921,132円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 500,492円



## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期計算期間 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）	第20期中間計算期間 （自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

	第19期計算期間 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）	第20期中間計算期間 （自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）
期首元本額	1,336,272,352円	1,392,506,438円
期中追加設定元本額	188,413,904円	82,673,890円
期中一部解約元本額	132,179,818円	70,600,868円

## 2. デリバティブ取引関係

第19期計算期間末（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

第20期中間計算期間末（2019年11月20日現在）

該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	45,220,422	42,988,634
親投資信託受益証券	1,049,132,431	1,118,326,008
未収入金	70,000	-
流動資産合計	1,094,422,853	1,161,314,642
資産合計	1,094,422,853	1,161,314,642
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,187,037	-
未払解約金	32,148	3,069,055
未払受託者報酬	457,757	479,625
未払委託者報酬	7,037,939	7,265,142
その他未払費用	59,422	62,307
流動負債合計	12,774,303	10,876,129
負債合計	12,774,303	10,876,129
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	864,506,270	868,930,277
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	217,142,280	281,508,236
(分配準備積立金)	212,264,072	199,817,061
元本等合計	1,081,648,550	1,150,438,513
純資産合計	1,081,648,550	1,150,438,513
負債純資産合計	1,094,422,853	1,161,314,642

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	83,902,890	71,683,577
営業収益合計	83,902,890	71,683,577
営業費用		
受託者報酬	484,360	479,625
委託者報酬	7,447,063	7,265,142
その他費用	81,056	80,108
営業費用合計	8,012,479	7,824,875
営業利益又は営業損失( )	91,915,369	63,858,702
経常利益又は経常損失( )	91,915,369	63,858,702
中間純利益又は中間純損失( )	91,915,369	63,858,702
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,599,031	910,670
期首剰余金又は期首欠損金( )	298,815,822	217,142,280
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,392,664	14,658,135
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,392,664	14,658,135
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,392,865	13,240,211
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,392,865	13,240,211
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	219,499,283	281,508,236

### （３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2019年5月21日から2019年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第19期計算期間末 (2019年5月20日現在)	第20期中間計算期間末 (2019年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 864,506,270口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 868,930,277口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2512円 (10,000口当たり純資産額) (12,512円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3240円 (10,000口当たり純資産額) (13,240円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期中間計算期間 (自 2018年5月22日 至 2018年11月21日)	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 602,743円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 428,553円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期計算期間 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）	第20期中間計算期間 （自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

	第19期計算期間 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）	第20期中間計算期間 （自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）
期首元本額	809,651,773円	864,506,270円
期中追加設定元本額	144,869,495円	57,167,921円
期中一部解約元本額	90,014,998円	52,743,914円

## 2. デリバティブ取引関係

第19期計算期間末（2019年5月20日現在）

該当事項はございません。

第20期中間計算期間末（2019年11月20日現在）

該当事項はございません。

## （参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2019年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	51,316,884
株式	3,717,712,620
未収入金	112,584,689
未収配当金	33,518,990
<b>流動資産合計</b>	<b>3,915,133,183</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,915,133,183</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	111,395,080
未払解約金	520,000
その他未払費用	1,644
<b>流動負債合計</b>	<b>111,916,724</b>
<b>負債合計</b>	<b>111,916,724</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	2,730,416,432
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,072,800,027
<b>元本等合計</b>	<b>3,803,216,459</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,803,216,459</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,915,133,183</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）の元本状況	
期首（2019年5月21日）の元本額	2,857,658,144円
対象期間中の追加設定元本額	142,309,648円
対象期間中の一部解約元本額	269,551,360円
2019年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	675,254,669円
明治安田ライフプランファンド20	187,404,155円
明治安田ライフプランファンド50	425,101,198円
明治安田ライフプランファンド70	335,086,378円
明治安田外債日本株ファンド	166,349,267円
楽天資産形成ファンド	897,980,551円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	9,813,798円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	14,325,256円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	19,101,160円
計	2,730,416,432円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3929円
（10,000口当たり純資産額）	(13,929円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	12,746,566
株式	2,558,836,883
投資信託受益証券	39,773,614
投資証券	75,992,744
未収入金	14,963,914
未収配当金	3,301,056
<b>流動資産合計</b>	<b>2,705,614,777</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,705,614,777</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
前受金	11,617,892
未払解約金	280,000
その他未払費用	429
<b>流動負債合計</b>	<b>11,898,321</b>
<b>負債合計</b>	<b>11,898,321</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	919,010,891
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,774,705,565
<b>元本等合計</b>	<b>2,693,716,456</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,693,716,456</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,705,614,777</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 また、受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年4月23日から2020年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）の元本状況	
期首（2019年5月21日）の元本額	940,680,538円
対象期間中の追加設定元本額	56,503,768円
対象期間中の一部解約元本額	78,173,415円
2019年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	232,457,073円
明治安田ライフプランファンド20	14,877,287円
明治安田ライフプランファンド50	66,904,412円
明治安田ライフプランファンド70	60,074,937円
フコク株25大河	38,529,888円
フコク株50大河	88,307,909円
フコク株75大河	116,122,023円
楽天資産形成ファンド	282,759,889円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	10,301,111円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	780,816円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	2,280,036円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	3,428,292円
大河25VA 適格機関投資家専用	336,833円
大河50VA 適格機関投資家専用	641,104円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,209,281円
計	919,010,891円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9311円
（10,000口当たり純資産額）	(29,311円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	2,447,621
金銭信託	46,593,324
株式	2,151,775,946
未収入金	2,438,261
未収配当金	3,501,611
<b>流動資産合計</b>	<b>2,206,756,763</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,206,756,763</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	5,214,516
未払解約金	130,000
その他未払費用	2,224
<b>流動負債合計</b>	<b>5,346,740</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,346,740</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	1,093,496,838
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,107,913,185
<b>元本等合計</b>	<b>2,201,410,023</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,201,410,023</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,206,756,763</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)の元本状況	
期首(2019年5月21日)の元本額	1,117,209,915円
対象期間中の追加設定元本額	41,745,482円
対象期間中の一部解約元本額	65,458,559円
2019年11月20日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	332,274,762円
明治安田欧州株式ファンド	159,297,189円
明治安田ライフプランファンド20	21,679,179円
明治安田ライフプランファンド50	96,413,641円
明治安田ライフプランファンド70	86,640,315円
フコク株25大河	37,021,940円
フコク株50大河	85,008,106円
フコク株75大河	110,744,438円
楽天資産形成ファンド	144,742,146円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,246,782円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	1,117,751円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,262,896円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	4,926,173円
大河25VA 適格機関投資家専用	326,811円
大河50VA 適格機関投資家専用	621,784円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,172,925円
計	1,093,496,838円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0132円
(10,000口当たり純資産額)	(20,132円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本債券マザーファンド

## (1) 貸借対照表

	(2019年11月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	117,789,397
国債証券	4,698,990,290
特殊債券	99,729,000
社債券	2,948,312,800
未収入金	122,728,350
未収利息	21,018,160
前払費用	1,301,335
<b>流動資産合計</b>	<b>8,009,869,332</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,009,869,332</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	122,768,600
未払解約金	250,000
その他未払費用	8,096
<b>流動負債合計</b>	<b>123,026,696</b>
<b>負債合計</b>	<b>123,026,696</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	5,004,013,160
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	2,882,829,476
<b>元本等合計</b>	<b>7,886,842,636</b>
<b>純資産合計</b>	<b>7,886,842,636</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>8,009,869,332</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)の元本状況	
期首(2019年5月21日)の元本額	4,804,420,371円
対象期間中の追加設定元本額	636,051,898円
対象期間中の一部解約元本額	436,459,109円
2019年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	2,729,340,954円
明治安田ライフプランファンド20	688,230,879円
明治安田ライフプランファンド50	376,004,507円
明治安田ライフプランファンド70	119,821,700円
楽天資産形成ファンド	1,033,509,965円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,940,675円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	34,285,236円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	12,915,736円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,963,508円
計	5,004,013,160円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5761円
(10,000口当たり純資産額)	(15,761円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	(2019年11月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	3,146,223
金銭信託	66,072,761
国債証券	1,249,671,730
特殊債券	14,306,163
社債券	81,081,982
未収利息	6,740,480
前払費用	1,438,005
<b>流動資産合計</b>	<b>1,422,457,344</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,422,457,344</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	270,000
その他未払費用	3,089
<b>流動負債合計</b>	<b>273,089</b>
<b>負債合計</b>	<b>273,089</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	496,008,974
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	926,175,281
<b>元本等合計</b>	<b>1,422,184,255</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,422,184,255</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,422,457,344</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年11月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年3月12日から2020年3月9日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月21日 至 2019年11月20日）の元本状況	
期首（2019年5月21日）の元本額	504,796,348円
対象期間中の追加設定元本額	17,532,340円
対象期間中の一部解約元本額	26,319,714円
2019年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	45,688,742円
明治安田ライフプランファンド20	91,427,152円
明治安田ライフプランファンド50	97,821,855円
明治安田ライフプランファンド70	39,139,010円
フコク株25大河	31,623,672円
フコク株50大河	48,043,116円
明治安田外債日本株ファンド	120,688,957円
明治安田VA外国債券ファンド（適格機関投資家専用）	10,842,420円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	4,547,219円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,318,737円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	2,245,300円
大河25VA 適格機関投資家専用	274,615円
大河50VA 適格機関投資家専用	348,179円
計	496,008,974円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.8673円
（10,000口当たり純資産額）	(28,673円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

**2【ファンドの現況】**

(2019年12月30日現在)

**【純資産額計算書】**

## 明治安田ライフプランファンド20

資産総額	1,770,895,741 円
負債総額	1,843,468 円
純資産総額 ( - )	1,769,052,273 円
発行済口数	1,312,411,741 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3479 円
(1万口当たり純資産額)	(13,479 円)

## 明治安田ライフプランファンド50

資産総額	1,966,823,635 円
負債総額	2,707,520 円
純資産総額 ( - )	1,964,116,115 円
発行済口数	1,414,447,829 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3886 円
(1万口当たり純資産額)	(13,886 円)

## 明治安田ライフプランファンド70

資産総額	1,189,267,425 円
負債総額	4,566,601 円
純資産総額 ( - )	1,184,700,824 円
発行済口数	870,948,097 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3602 円
(1万口当たり純資産額)	(13,602 円)

(参考)

## 明治安田日本株式マザーファンド

資産総額	4,008,712,207 円
負債総額	184,340,951 円
純資産総額 ( - )	3,824,371,256 円
発行済口数	2,667,902,249 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4335 円
(1万口当たり純資産額)	(14,335 円)

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産総額	2,715,064,709 円
負債総額	800,822 円
純資産総額（ - ）	2,714,263,887 円
発行済口数	882,333,178 口
1口当たり純資産額（ / ）	3.0762 円
（1万口当たり純資産額）	（30,762 円）

## 明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	2,197,637,031 円
負債総額	153,702 円
純資産総額（ - ）	2,197,483,329 円
発行済口数	1,030,610,077 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1322 円
（1万口当たり純資産額）	（21,322 円）

## 明治安田日本債券マザーファンド

資産総額	8,225,654,021 円
負債総額	151,879,276 円
純資産総額（ - ）	8,073,774,745 円
発行済口数	5,134,097,540 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5726 円
（1万口当たり純資産額）	（15,726 円）

## 明治安田外国債券マザーファンド

資産総額	1,459,802,640 円
負債総額	6,742 円
純資産総額（ - ）	1,459,795,898 円
発行済口数	502,570,382 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.9047 円
（1万口当たり純資産額）	（29,047 円）

**第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	149 本	1,748,168,398,895 円
単位型株式投資信託	6 本	20,359,061,632 円
合計	155 本	1,768,527,460,527 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,848,374	8,783,641
前払費用	120,943	166,084
未収委託者報酬	1,195,215	1,653,543
未収運用受託報酬	121,276	124,755
未収投資助言報酬	241,655	256,406
その他	171	186
流動資産合計	10,527,636	10,984,617
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 183,994	<sup>1</sup> 167,904
器具備品	<sup>1</sup> 171,123	<sup>1</sup> 153,164
建設仮勘定	258	35,501
有形固定資産合計	355,375	356,569
無形固定資産		
ソフトウェア	72,467	60,361
電話加入権	6,662	6,662
その他	26	3
ソフトウェア仮勘定	-	13,000
無形固定資産合計	79,156	80,028
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,022
長期差入保証金	181,690	181,690
長期前払費用	5,381	4,920
前払年金費用	65,364	45,606
繰延税金資産	23,583	43,576
投資その他の資産合計	276,019	277,816
固定資産合計	710,552	714,413
資産合計	11,238,188	11,699,031



	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	66,282	87,372
未払金	947,328	917,223
未払収益分配金	132	134
未払償還金	7,137	-
未払手数料	411,569	600,682
その他未払金	528,489	316,406
未払費用	34,681	40,858
未払法人税等	237,896	398,894
未払消費税等	59,288	93,070
賞与引当金	111,465	125,179
流動負債合計	1,456,943	1,662,600
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	58,490	58,882
固定負債合計	58,490	58,882
負債合計	1,515,433	1,721,483
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,032,929	2,287,707
利益剰余金合計	5,207,971	5,462,748
株主資本合計	9,722,754	9,977,532
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	-	15
評価・換算差額等合計	-	15
純資産合計	9,722,754	9,977,548
負債・純資産合計	11,238,188	11,699,031

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,855,026	6,438,402
受入手数料	5,274	4,468
運用受託報酬	1,999,074	1,821,257
投資助言報酬	435,317	581,193
営業収益合計	7,294,693	8,845,322
営業費用		
支払手数料	1,675,008	2,241,473
広告宣伝費	70,117	43,065
公告費	-	375
調査費	1,378,602	1,580,451
調査費	574,087	584,064
委託調査費	804,514	996,386
委託計算費	341,672	365,866
営業雑経費	98,265	157,569
通信費	14,032	22,936
印刷費	70,234	118,976
協会費	8,466	9,325
諸会費	5,531	5,804
営業雑費	0	525
営業費用合計	3,563,665	4,388,800
一般管理費		
給料	1,504,298	1,657,528
役員報酬	64,993	76,585
給料・手当	1,163,033	1,269,478
賞与	276,272	311,465
賞与引当金繰入	111,465	125,179
法定福利費	229,143	251,898
福利厚生費	37,638	31,313
交際費	1,309	2,071
寄付金	200	200
旅費交通費	29,907	34,359
租税公課	61,257	71,711
不動産賃借料	157,238	202,713
退職給付費用	43,818	84,659
固定資産減価償却費	75,829	88,029
事務委託費	97,645	98,081
諸経費	78,926	99,121
一般管理費合計	2,428,681	2,746,868
営業利益	1,302,346	1,709,653

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取利息	179	179
受取配当金	9	-
投資有価証券売却益	98	-
償還金等時効完成分	28	7,169
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 1,164	<sup>1</sup> 1,332
為替差益	631	-
雑益	663	691
営業外収益合計	2,775	9,373
営業外費用		
為替差損	-	48
雑損失	663	1,547
時効成立後支払償還金	1,564	-
営業外費用合計	2,228	1,596
経常利益	1,302,892	1,717,430
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 10,559	-
移設関連費用	30,245	-
特別損失合計	40,805	-
税引前当期純利益	1,262,087	1,717,430
法人税、住民税及び事業税	372,601	548,652
法人税等調整額	44,522	19,999
法人税等合計	328,078	528,652
当期純利益	934,008	1,188,777

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当期変動額					
剰余金の配当			690,584	690,584	690,584
当期純利益			934,008	934,008	934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	243,424	243,424	243,424
当期末残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当期変動額			
剰余金の配当			690,584
当期純利益			934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	243,387
当期末残高	-	-	9,722,754

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			933,999	933,999	933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年

<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」57,561千円は「固定負債」の「繰延税金負債」33,978千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」23,583千円として表示しており、変更前と比べ資産合計が33,978千円、負債合計が33,978千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	33,110千円	50,882千円
器具備品	233,830千円	283,070千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,164千円	1,332千円

2 前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に建物付属設備6,108千円、システム関係3,084千円、什器備品1,362千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1年内	8,789	8,789
1年超	29,296	20,507
合計	38,085	29,296

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先の森ビルに対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されており、差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,848,374	8,848,374	-
(2) 未収委託者報酬	1,195,215	1,195,215	-
(3) 未収運用受託報酬	121,276	121,276	-
(4) 未収投資助言報酬	241,655	241,655	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	181,690	181,208	481
資産計	10,588,211	10,587,730	481
(1) 未払手数料	411,569	411,569	-
(2) その他未払金	528,489	528,489	-
負債計	940,058	940,058	-

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	-
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	-
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	-
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,022	2,022	-
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	-
(2) その他未払金	316,406	316,406	-
負債計	917,089	917,089	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,848,087	-	-	-
未収委託者報酬	1,195,215	-	-	-
未収運用受託報酬	121,276	-	-	-
未収投資助言報酬	241,655	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,406,234	-	181,690	-



当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	-	-	-
未収委託者報酬	1,653,543	-	-	-
未収運用受託報酬	124,755	-	-	-
未収投資助言報酬	256,406	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,004	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,818,241	1,004	181,690	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,022	2,000	22

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	1,198	98	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	48,679	千円
退職給付費用	43,818	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	60,503	"
前払年金費用の期末残高	65,364	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,696	千円
年金資産	684,333	"
	65,637	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"
前払年金費用	65,364	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,818	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	65,364	千円
退職給付費用	84,659	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	64,901	"
前払年金費用の期末残高	45,606	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	748,078	"
	45,879	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"
前払年金費用	45,606	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,659	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	34,130	千円	38,330	千円
未払事業税	16,621	"	24,142	"
資産除去債務	17,909	"	18,029	"
その他	8,629	"	9,379	"
繰延税金資産小計	77,291	"	89,882	"
評価性引当額	19,484	"	19,573	"
繰延税金資産合計	57,806	"	70,308	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	7	"
資産除去費用	14,208	"	12,760	"
前払年金費用	20,014	"	13,964	"
繰延税金負債合計	34,222	"	26,732	"
繰延税金資産の純額	23,583	"	43,576	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
法定実効税率	30.86	%	-	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	"	-	"
評価性引当額の増減	4.08	"	-	"
雇用拡大促進税制の特別控除	1.03	"	-	"
住民税均等割	0.18	"	-	"
その他	0.04	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.99	%	-	%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.027%~1.314%を適用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
期首残高	28,843	千円	58,490	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,266	"	-	"
時の経過による調整額	380	"	391	"
期末残高	58,490	千円	58,882	千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	4,855,026	5,274	1,999,074	435,317	7,294,693

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	396,472	未収投資助言報酬	221,851
							支払手数料料	351,238	未払手数料料	114,770

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料料	438,123	未払手数料料	126,032

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	514,785円55銭	528,275円96銭
1株当たり当期純利益金額	49,452円47銭	62,941円57銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,722,754	9,977,548
普通株式に係る純資産額(千円)	9,722,754	9,977,548
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(千円)	934,008	1,188,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-

普通株式に係る当期純利益(千円)	934,008	1,188,777
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,729,565
未収委託者報酬	1,758,796
未収運用受託報酬	390,295
未収投資助言報酬	253,657
その他	127,600
流動資産合計	10,259,914
固定資産	
有形固定資産	
建物	<sup>1</sup> 158,972
器具備品	<sup>1</sup> 133,198
建設仮勘定	35,192
有形固定資産合計	327,363
無形固定資産	
ソフトウェア	61,559
電話加入権	6,662
ソフトウェア仮勘定	2,000
無形固定資産合計	70,222
投資その他の資産	
投資有価証券	2,119
長期差入保証金	181,690
長期前払費用	3,643
前払年金費用	46,390
繰延税金資産	44,014
投資その他の資産合計	277,857
固定資産合計	675,444
資産合計	10,935,359



当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払手数料	626,857
未払法人税等	295,661
賞与引当金	134,535
その他	<sup>2</sup> 439,305
流動負債合計	1,496,359
固定負債	
資産除去債務	59,081
固定負債合計	59,081
負債合計	1,555,440
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,690,010
利益剰余金合計	4,865,052
株主資本合計	9,379,835
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	82
評価・換算差額等合計	82
純資産合計	9,379,918
負債・純資産合計	10,935,359

## 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,479,392
受入手数料	955
運用受託報酬	916,539
投資助言報酬	275,231
営業収益合計	4,672,118
営業費用	
支払手数料	1,202,181
その他営業費用	1,140,807
営業費用合計	2,342,988
一般管理費	<sup>1</sup> 1,474,964
営業利益	854,165
営業外収益	<sup>2</sup> 2,196
営業外費用	<sup>3</sup> 2,312
経常利益	854,048
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	854,048
法人税、住民税及び事業税	263,446
法人税等調整額	467
法人税等合計	262,978
中間純利益	591,070

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,188,766	1,188,766	1,188,766
中間純利益			591,070	591,070	591,070
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	597,696	597,696	597,696
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,690,010	4,865,052	9,379,835

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	15	15	9,977,548
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,188,766
中間純利益			591,070
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	66	66	66
当中間期変動額合計	66	66	597,629
当中間期末残高	82	82	9,379,918

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          6年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更)

該当事項はありません。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	59,813千円
器具備品	305,877千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	31,738千円
無形固定資産	11,805千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,389千円
3 営業外費用のうち主なもの	
時効成立後支払分配金	2,312千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
1年内	8,789
1年超	16,113
合計	24,902

## （金融商品関係）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,729,565	7,729,565	-
(2)未収委託者報酬	1,758,796	1,758,796	-
(3)未収運用受託報酬	390,295	390,295	-
(4)未収投資助言報酬	253,657	253,657	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	2,119	2,119	-
(6)長期差入保証金	181,690	184,162	2,472
資産計	10,316,124	10,318,596	2,472
(1)未払手数料	626,857	626,857	-
負債計	626,857	626,857	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

## 1. その他有価証券

当中間会計期間末（2019年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,119	2,000	119
小計	2,119	2,000	119
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,119	2,000	119

## 2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	58,882千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	198千円
当中間会計期間末残高	<u>59,081千円</u>

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,479,392	955	916,539	275,231	4,672,118

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	496,633円57銭
1株当たり中間純利益金額	31,295円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
中間純利益金額(千円)	591,070
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	591,070
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	名称
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社 S B I 証券	48,323	
a u カブコム証券株式会社 1	7,196	
松井証券株式会社 2	11,945	
O K B 証券株式会社 3	1,500	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行 4	46,773	
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北陸銀行	140,409	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社 5	930,000	

- 2019年12月1日付で、カブドットコム証券株式会社は商号を a u カブコム証券株式会社に変更いたしました。
- 明治安田ライフプランファンド 2 0 および明治安田ライフプランファンド 7 0 のみ取扱いを行っております。
- 2019年10月7日より取扱いを開始しました。現在、新規販売を停止しています。
- 新規販売を停止しています。
- 明治安田生命保険相互会社は、確定拠出年金による取得申込を除き、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。なお、分配金再投資コースの場合の分配金再投資は行われます。資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

## (3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (ポンド)	事業の内容
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	318,000,000	イギリスにおいて内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## (3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

## 3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

## 1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## 2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

## 3. 資本関係

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
  - ・ 詳細情報の入手方法
    - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）、電話番号および受付時間等
    - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
    - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
    - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

2019年6月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑輪 康喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2018年5月22日から2019年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2019年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2018年5月22日から2019年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2019年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2018年5月22日から2019年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2019年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑輪 康喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年1月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2019年5月21日から2019年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年1月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2019年5月21日から2019年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年1月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2019年5月21日から2019年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。